

第三次坂井市

まち・ひと・しごと創生総合戦略



令和7年3月

〈第1版〉



目次

第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

I	はじめに	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	人口の将来展望	2
II	総合戦略の基本的な考え方	5
1	総合戦略の概要	5
2	基本目標	6
3	施策展開への基本方針	9
4	総合戦略の体系	10
5	具体的な施策における重点事業について	10
III	具体的な施策	11
1	みんなで未来につなぐまちづくり	11
2	互いに思いやり支え合うまちづくり	24
3	学ぶ意欲を支えるまちづくり	43
4	自然と共生できるまちづくり	54
5	地域資源を生かし活力に満ちたまちづくり	60
6	安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	75

I はじめに

1 策定の背景と趣旨

国は、「地方創生」を最重要課題に掲げ、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、東京一極集中を是正するとともに、人口減少に歯止めをかけていくため、平成 26 年（2014 年）11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

坂井市では、平成 25 年（2013 年）3 月に「坂井市総合計画後期基本計画」を策定し、市民と協働のまちづくりを柱とした施策の取り組みを進めるとともに、平成 26 年（2014 年）11 月には平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とする「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

一方で、坂井市の人口は平成 22 年度（2010 年度）に減少に転じて以降、人口減少や少子高齢化の進展に歯止めは掛かっていません。改訂した坂井市人口ビジョンによると、今後さらに人口減少、少子高齢化が進展する見込みとなっています。

そのため、人口減少、少子高齢化の社会であっても、持続可能なまちづくりの実現を目指すため、「坂井市総合計画」と「坂井市総合戦略」を一体的に「第二次坂井市総合計画（以下「総合計画」という。）」として策定しました。総合計画に掲げる将来像、「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を実現するためには、地域の活力を維持し、若者が魅力と生きがいを感じることでできる環境づくり、次世代を担う人材の育成、そして、人口減少に適応した地域をつくることが必要不可欠となっています。

坂井市には、彩り豊かな自然環境、歴史、伝統文化等、地域の個性や宝となる資源が豊富にあります。これらの地域資源を有効に活用しながら地方創生に正面から取り組むとともに、地域の特性に即した対応や政策分野ごとの新たな取り組みを展開していくため、「第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

その後、国においては、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくため、令和 5 年度を初年度とする 5 か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したところであり、本市においても、国の動向を踏まえ、デジタルの活用による地方創生の取組を積極的に進めてまいります。

2 人口の将来展望

(1) 坂井市の現状

- ・国勢調査によると、坂井市の人口は、平成 17 年（2005 年）の 92,318 人をピークに減少傾向に転じています。
- ・これまでの趨勢が今後も続くと仮定すると、坂井市の人口は、令和 12 年（2030 年）には 82,411 人（2020 年の 93.1%）、2060 年には 58,223 人（2020 年の 65.8%）にまで減少する見込みです（国立社会保障・人口問題研究所（※1）準拠方式）。

■表 坂井市の総人口の長期的見通し（これまでの趨勢を踏まえた推計値）

	2020 年 (R2)実績	2030 年 (R12)	2040 年 (R22)	2050 年 (R32)	2060 年 (R42)
総人口	88,481 人	82,411 人	75,231 人	67,141 人	58,223 人
2020 年を 100 とした指数	100	93.1	85.0	75.9	65.8

(2) 急激な人口減少を防ぐために

- ・急激な人口減少を防ぐためには、①国の長期ビジョンと同様に、合計特殊出生率を引き上げ、出生数を向上させていくこと、②社会動態のプラスへの転換（転入数>転出数）を実現することが重要です。

- ① 現在の合計特殊出生率 1.46 を令和 12 年（2030 年）には 1.8、令和 42 年（2060 年）には 2.1 まで向上させる。
- ② 積極的な情報発信や産業振興等に取り組むことにより、社会動態に対し年間 100 人の押し上げ効果を発揮させる。

①自然動態への効果

合計特殊出生率

令和 12 年（2030 年）：1.8

令和 42 年（2060 年）：2.1

②社会動態への効果

100 人/年

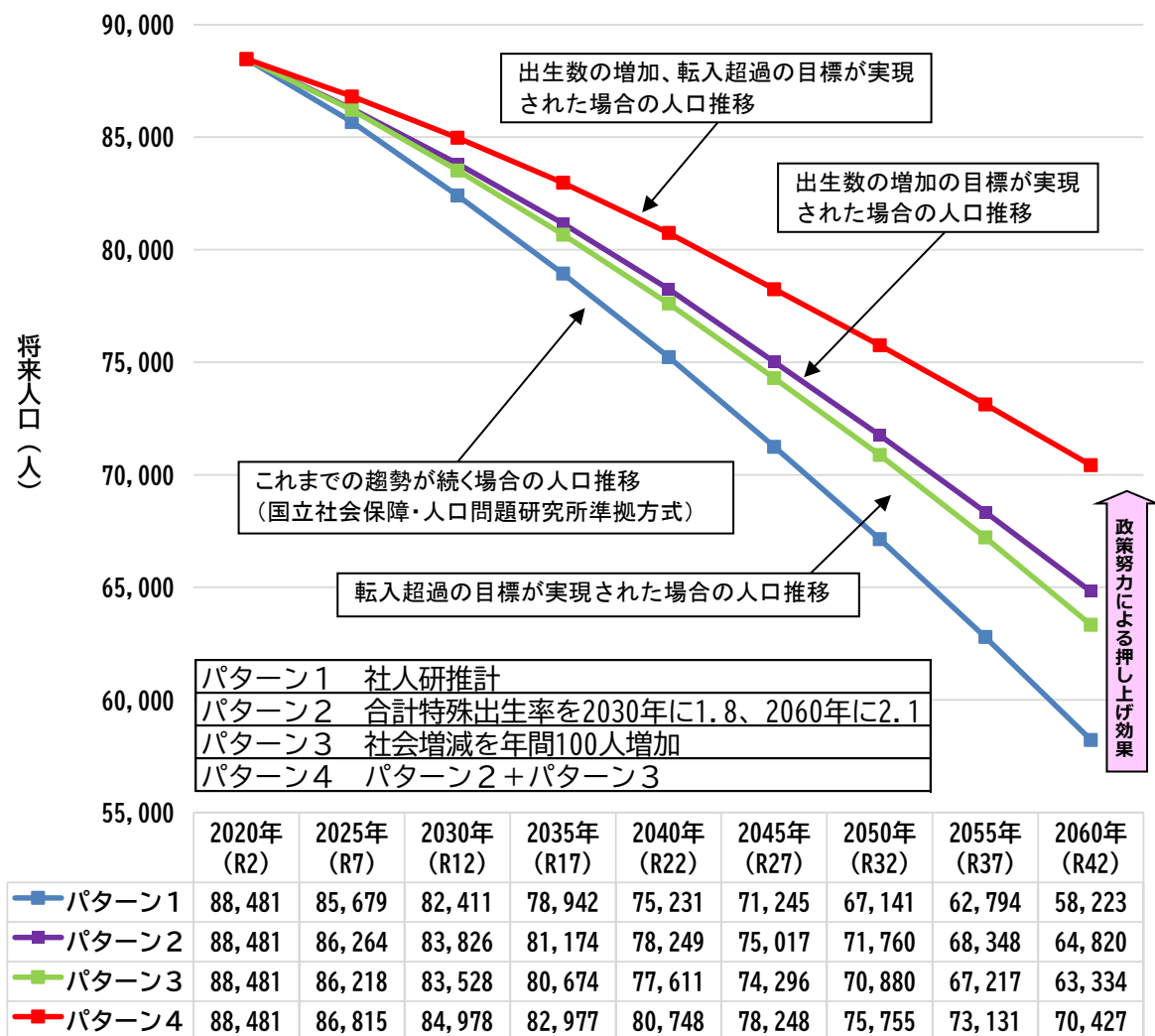
(3) 目指すべき将来の人口規模

- 政策努力による自然動態および社会動態への効果によって、令和12年(2030年)の坂井市の人口規模を84,978人程度、令和42年(2060年)の人口規模を70,427人程度(令和2年(2020年)から2割程度の減少)とすることを目指します。

■表 坂井市の総人口の将来見通し(出生率の増加・転入超過の目標が実現された場合)

	2020年 (R2)実績	2030年 (R12)	2040年 (R22)	2050年 (R32)	2060年 (R42)
総人口	88,481人	84,978人	80,478人	75,755人	70,427人
2020年を100とした指数	100	96.0	91.3	85.6	79.6

■図 坂井市の総人口の長期的な見通し



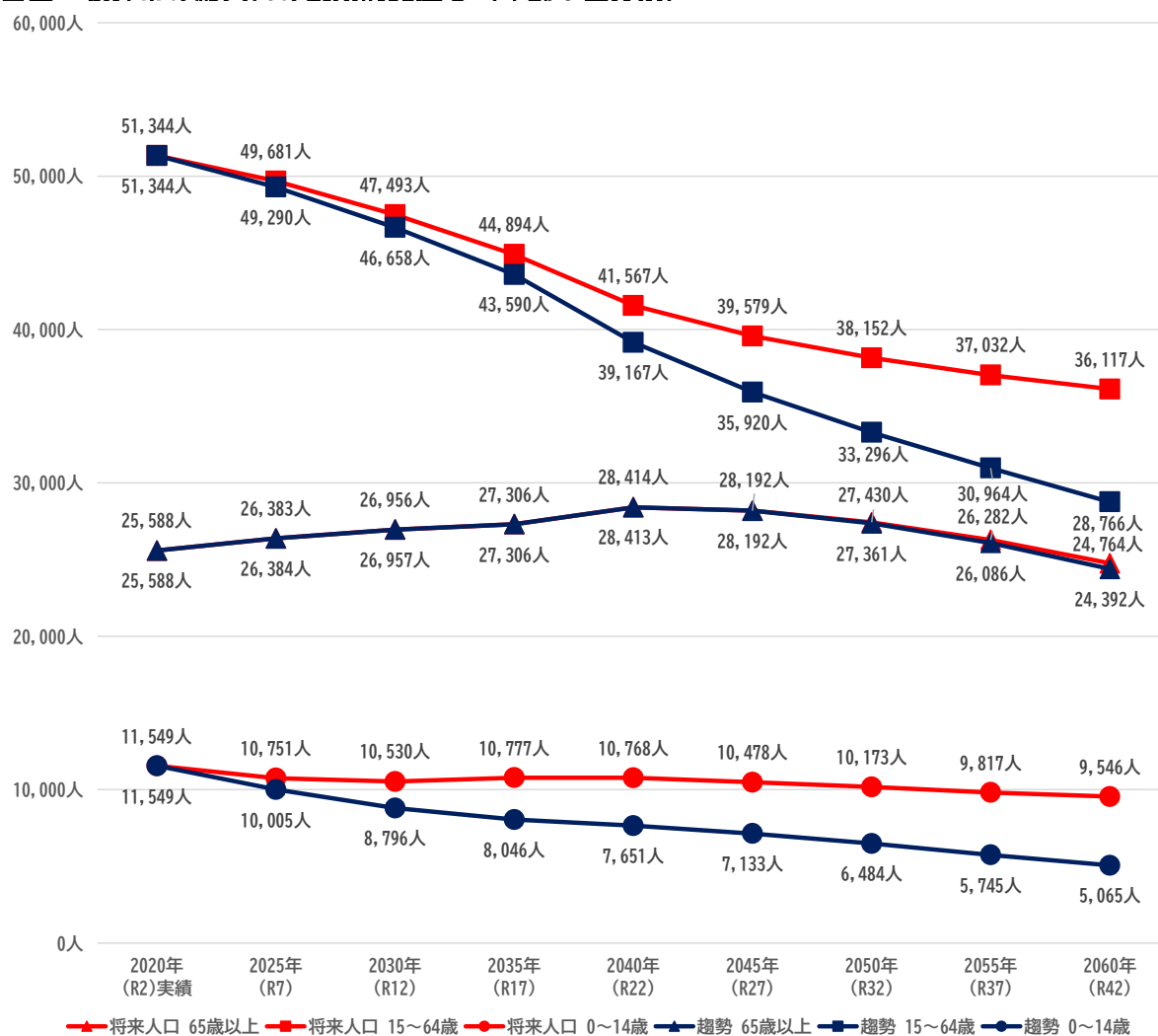
(4) 人口の長期的見通し（年齢3区分別）

- これまでの趨勢が続く場合、令和42年（2060年）の年齢3区分別の人口構造の見通しは、15歳未満人口は5,065人（8.7%）、15～64歳人口は28,766人（49.4%）、65歳以上人口は24,392人（41.9%）となります。
- 目指すべき将来人口の規模の場合には、令和42年（2060年）の年齢3区分別の人口構造の見通しは、15歳未満人口は9,546人（13.6%）、15～64歳人口は36,117人（51.3%）、65歳以上人口は24,764人（35.2%）となります。

■表 坂井市の総人口の長期的見通し（年齢3区分別）

		2020年 (R2)実績	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)	2055年 (R37)	2060年 (R42)
目指すべき 将来の人口 規模	65歳以上	25,588	26,383	26,956	27,306	28,414	28,192	27,430	26,282	24,764
	15～64歳	51,344	49,681	47,493	44,894	41,567	39,579	38,152	37,032	36,117
	0～14歳	11,549	10,751	10,530	10,777	10,768	10,478	10,173	9,817	9,546
これまでの 趨勢が続く 場合	65歳以上	25,588	26,384	26,957	27,306	28,413	28,192	27,361	26,086	24,392
	15～64歳	51,344	49,290	46,658	43,590	39,167	35,920	33,296	30,964	28,766
	0～14歳	11,549	10,005	8,796	8,046	7,651	7,133	6,484	5,745	5,065

■図 坂井市の総人口の長期的見通し（年齢3区分別）



Ⅱ 総合戦略の基本的な考え方

1 総合戦略の概要

<総合戦略の位置づけ>

総合戦略は、総合計画の将来像の実現に向け、基本施策の方向に基づき、具体的な取り組みを取りまとめています。

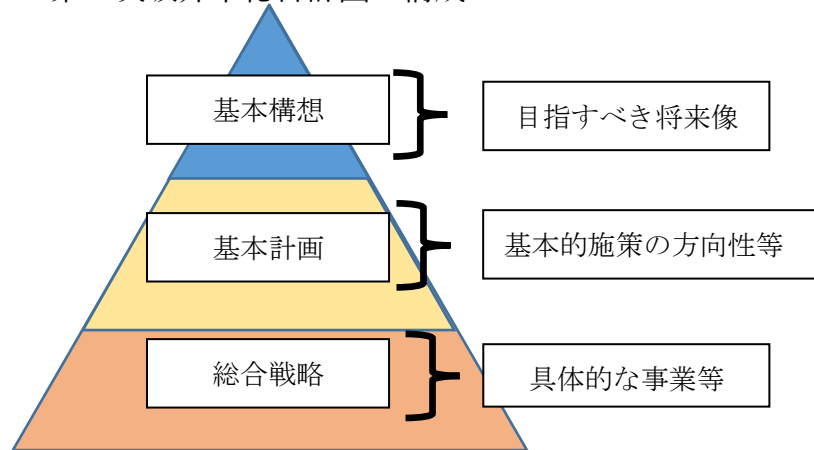
さらに、総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての位置づけを持ちます。

このため、地方創生という目的を達成するため、「坂井市人口ビジョン（改訂版）」に掲げた本市の人口推計の基本的方向性を踏まえ、本市の自主性・主体性を発揮しながら、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

<計画期間>

〇国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、計画期間は、令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）の5年間とします。

第二次坂井市総合計画の構成

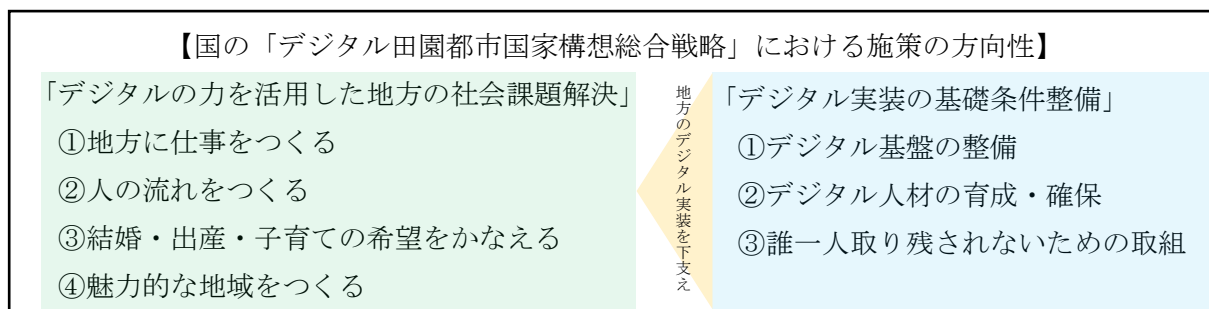


R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
基本構想 10年間									
前期基本計画 5年間					後期基本計画 5年間				
第二次総合戦略 5年間 PDCA（単年更新機能）					第三次総合戦略 5年間 PDCA（単年更新機能）				

2 基本目標

(1) 国の施策の方向性

・国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では施策の方向性として、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化する「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」とデジタル実装の前提となる取り組みを国が協力に推進する「デジタル実装の基礎条件整備」としています。



(2) 市の基本目標

・地方創生に向けた市の取り組みを推進するため、国の施策の方向性との整合性を図り、4つの基本目標を掲げます。

基本目標1

地域の稼ぐ力を育むとともに、安心して働き、誰もが活躍できる坂井市をつくる

【目標】

住み続けることができ選ばれ続けるまちであるためには、働く場が確保されていることが重要です。坂井市の地域産業のうち、製造業等強みのある産業を軸に、一層の振興に取り組むほか、農林水産業等担い手不足が課題となっている産業への新規参入希望者の支援、地域の魅力を活かした観光産業の育成等、市内産業の活性化、企業誘致、新産業の創出等により多様で魅力的な雇用機会の創出を実現します。

妊娠、出産、子育て、介護等ライフステージの大きな変化に合わせて柔軟な働き方が選択できる環境の充実を図るとともに、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、しごとの場であり生活の場である地域全体の魅力を高める取り組みを推進します。

また、家庭・地域・職場等社会のあらゆる分野において、全ての人が互いの違いを認め尊重し合い、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

【数値目標】 製造品出荷額等：令和11年度に4,200億円

【講ずべき施策に関する基本方向】

- 製造業等の強みのある産業の更なる活性化を図るとともに、企業誘致や中小企業等の振興、新産業の創出・育成に取り組みます。
- 担い手が希望を持てる（稼げる）農林水産業の振興に取り組みます。
- 自然や歴史的町並み等の地域資源を活かしたにぎわい創出や環境整備を推進し、稼げる観光産

業を目指します。

- 持続的な所得の向上と、仕事・子育てを両立できる「良質な雇用」の創出を目指し、地域に根差す産業の支援と働き方改革を推進します。
- 誰もが個性と多様性を尊重され、生き生きと暮らし、活躍できる社会づくりを目指します。

基本目標2

つながりを築き、都市から坂井市へ新しいひとの流れをつくる

【目標】

「住みよいまち坂井市」の魅力を磨き上げるとともに、観光やビジネス等における交流を活性化させ、本市の魅力を積極的に情報発信することや市民が本市の魅力を再認識することで、移住定住や子育て、観光等の多様な場面で市内外から選ばれるまちを目指します。

【数値目標】 社会動態増減数：令和 11 年度までの 5 年間で 500 人の社会増

【講ずべき施策に関する基本方向】

- 移住希望者のニーズに応じた相談や支援を行い、移住の促進および地元企業の担い手の確保を図ります。
- 自然や歴史的町並み等の地域資源を活かしたにぎわい創出や環境整備を推進し、交流人口・関係人口の拡大を図ります。
- 坂井市の魅力を創出し地域の活性化を図るとともに、市内外に発信するシティプロモーションの強化に取り組むことで、市内外から選ばれるまちを目指します。
- 市内の小中学校や高校、県内の大学等と様々な分野において連携しながら、地域を知り地域に親しむ機会を創出し、地域を支える人材の育成を図ります。

基本目標3

結婚・出産・子育ての希望がかない、夢が描ける坂井市をつくる

【目標】

結婚・出産・子育てを希望する若い世代が躊躇せずに前へ踏み出し、その望みをかなえることができるように、結婚や子育て支援体制の充実、仕事と子育ての両立に向けた取り組み等、一貫した切れ目のない支援を行うとともに、地域や職場等社会全体として様々な障壁の解消や負担の軽減を図る取り組みを推進し次世代が希望を持てる社会の実現を目指します。

【数値目標】 出生数：令和 11 年度に 5 年間の出生数累計 3,481 人

【講ずべき施策に関する基本方向】

- 出会いの場の創出や、結婚、育児、家事等への理解を深める取り組みを推進し、結婚や子育てに対する意欲を高めます。
- 子育て世帯への様々な支援、子育てしやすい環境整備を進めます。

- 行政と企業が連携し、女性活躍の促進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。
- 子どもたちが将来への希望を持てる教育環境づくりと居場所づくりを推進します。

基本目標4

新しい時代の流れを力にし、ひとが集い安心して暮らすことができる魅力的な坂井市をつくる

【目標】

高速交通体系の整備や進展するICT（※2）技術の活用による便利で質の高い暮らしのための機能充実を図るとともに、九頭竜川を軸に東西に長い市域内に多様な歴史や産業等それぞれに特色ある地域相互のネットワークによる連絡・連携の強化を進め、高齢者や子育て世代等、誰もが健康で安心して暮らせる快適な生活環境を実現します。また、急速な高齢化に対応し、人々が地域において生涯現役の社会づくりを促進するとともに、地域における交通安全の確保や防災・減災の取り組みを推進します。

また、様々な社会的課題の解決に向けて、産学官や様々なステークホルダーとの連携やデジタルの活用等により、持続可能なまちづくりを進めます。

【数値目標】 住みよいと思う市民の割合：令和11年度に81.8%

※市民満足度調査「住みよさ調査」で「住みよい・まあ住みよい」と回答する割合。

【講ずべき施策に関する基本方向】

- 市民が支え合う地域福祉活動や防災・防犯活動を支援し、安全で安心なまちづくりのための体制や施設・設備の充実に取り組みます。
- 誰もがいつまでも社会に貢献し、健やかに暮らせる希望に満ちた高齢社会の実現をめざします。
- ICTやビジネス手法の活用、市域を超えた広域連携により、効率的な公共サービス、公共施設の維持管理を進めます。
- 子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える居場所づくりを進めます。
- 地域公共交通の充実やゼロカーボンの達成、空き家・有休資源の活用等により、持続可能で多様な幸せが実現できる坂井市を目指します。

3 施策展開への基本方針

1. まち・ひと・しごとの5原則を踏まえた施策展開

- ①自立性 多様な主体が共生し、創意工夫と連携・協働により、各々が自立し活躍できる施策に取り組む。
- ②将来性 持続可能な社会を創生することを目指した仕組みづくり。
- ③地域性 坂井市の実態に即した施策に取り組む。
- ④直接性 限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、人口減少問題に直接的に対処する施策を集中的に実施する。
- ⑤結果重視 数値目標・重要業績評価指標 K P I (Key Performance Indicator)の設定と検証

2. PDCAサイクルの「見える化」と地域間の連携推進

(1) 進捗管理

総合戦略では、政策分野ごとに数値目標を設定します。また、各政策分野の下に盛り込む具体的な施策にK P Iを設定し、計画の進捗管理を徹底します。実施施策や事業については、その効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するP D C Aサイクルを確立します。

(2) 取り組み体制

○坂井市総合戦略推進会議

議会、学識経験者、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディアおよび市民団体等の外部有識者の参画により幅広い視点から検証します。

(3) 地域間・地域内の連携推進

○国および福井県の地域連携施策を活用

○ふくい嶺北連携中枢都市圏をはじめとする近隣自治体との広域連携

○首都圏自治体や地方都市自治体との広域連携

○全国自治体との政策間連携

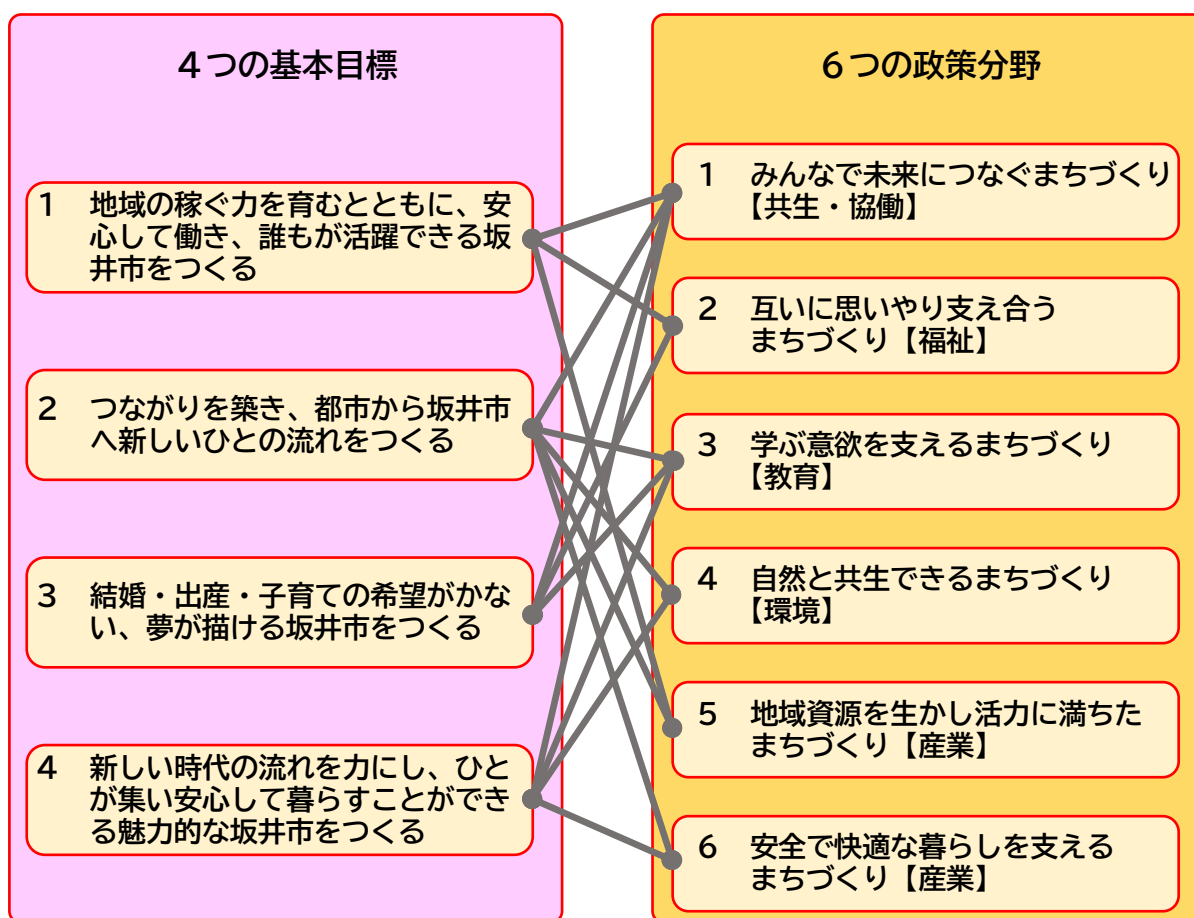
○地域の団体やまちづくり協議会等様々な主体との連携・協働

4 総合戦略の体系

<坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系>

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、以下のとおり、4つの基本目標の達成に取り組みます。また、実施にあたっては、総合計画における6つの施策分野ごとに具体的な施策を定めます。

■図 総合戦略の体系



5 具体的な施策における重点事業について

<重点事業>

市として地方創生に向け、今後5年間で特に力を入れて推進する事業を「重点事業」に位置付けます。(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、人口減少対策や住みよい環境の実現など、将来にわたって活力ある地域社会の形成を目指す取り組みが該当します。)

Ⅲ 具体的な施策

第1章 みんなで未来につなぐまちづくり

数値目標	現状値	目標値
社会動態増減数	社会減 60人 (過去5年間平均)	社会増 100人 (計画期間内平均)

1-1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
女性管理職が20%以上の事業所の割合	—	20% (令和11年度)
男性の育児休暇取得率	68.6% (令和5年度)	85% (令和11年度)

(1) 誰もが生き生きと暮らせる社会づくりの推進

- 市民一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もが生き生きと暮らし、自身の居場所をみつけて活躍できる社会づくりを目指します。
- さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、啓発活動や教育に取り組むとともに、国や県、関係自治体、団体等との緊密な連携・協力を図りながら、実効性のある施策の推進に努めます。
- DVやセクシャルハラスメント等の防止、カスタマーハラスメント等に対する相談体制等の充実、庁内の連携体制の構築に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	SDGs推進事業	SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、“誰一人取り残さない”地域社会の実現を目指し、庁内の意識醸成を図るとともに、市民や企業等への普及・啓発に取り組みます。	◎
2	人権擁護委員活動事業	さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、啓発活動や教育を行うとともに、国や県、関係自治体、団体などとの緊密な連携、協力を図りながら、実効性のある施策の推進に努めます。	

(2) あらゆる分野での男女共同参画とダイバーシティ（多様性の尊重）の推進

- 社会情勢や市民意識の変化に対応するため、「坂井市男女共同参画推進計画」を改定し、男女が個性や能力を十分に発揮できるとともに、多様性と活気にあふれた社会の実現に向けた取り組みを推進します。

- 男女が家事や育児、介護等をともに担う社会の実現に向けて、地域や学校等での啓発と普及に努めます。
- 男女共同参画の活動拠点の充実を図り、市民団体等に対する包括的な取り組みの推進と活動への支援を行います。
- 職場や地域社会等の様々な分野において、女性参画の拡大やダイバーシティの実現に向けた取り組みを推進します。
- 行政、民間が連携して、働き方改革の機運を醸成するとともに、職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進する企業の拡大に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	男女共同参画推進事業	男女が性別に関わりなくあらゆる分野で個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画に関する講座や研修会の開催、地域での推進啓発活動に取り組むことで市民への意識の醸成を図ります。	
2	イクボス推進事業	ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、女性がより活躍できる職場環境の充実へとつながる「イクボス」の推進に努めます。	◎
3	男性の家事・育児参画促進事業	男性が家事・育児に関わるきっかけ作りや実践的な知識や技術を学ぶ場を提供し、男女が協力して家庭生活を支える意識の醸成を図ります。	◎
4	女性活躍推進事業	市内で働く女性のキャリアアップや様々な分野で輝く女性の支援に取り組むことにより、あらゆる分野において女性が活躍する場の拡大を図ります。	◎

1-2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
ワークショップ参加者等の地域活動への参画意欲度	—	90% (令和11年度)
まちづくりカレッジ修了者数	40人 (令和5年度)	150人 計画期間内(累計)

(1) 地域の特性を活かした協働のまちづくりの推進

- 地域やライフスタイルの特性や実情に応じ、市民と行政が責任と役割を自覚し合い相互に連携、協力しながら、幸せが実感できる地域づくりを推進します。
- 行政や民間、教育機関等とも連携しながら、まちづくりカレッジ等の独自のプログラムを生かし、多様化、複雑化する地域課題を主体的に考え対応できる幅広い分野、年代のまちづくりの担い手を発掘、育成します。
- まちづくり協議会や市民団体、NPO法人やボランティア団体等と協力して、市民の幸福実感や地域の課題解決につながる主体的かつ多様な活動を創出、支援をすることで、持続可能な地域社会を実現します。
- まちづくり協議会や自治会を中心に、地域の課題について住民が主体的に対策を考え実践できるよう、集落カルテの活用や適切な対話、相談の場を設けることで、潜在的な地域力を引き出し高めていきます。
- コミュニティセンターは、人と人が交流し、つながりを深める場として、こどもから高齢者まで誰もが気軽に集える快適な空間の創出に努めるとともに、協働のまちづくりの拠点として、地域の実情や特性に応じた事業を主体的に展開する等のその機能や役割を果たしていきます。
- コミュニティセンターで実施する講座では、地域づくりや人づくりの観点から、地域性や課題性、多様性、教養性、外部連携を意識した企画運営を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	協働のまちづくり事業 (地域を担う人材発掘・育成の推進)	まちづくりカレッジ、まちづくりスクールなどを通して、ローカルSDGsを目標とした自立的で持続可能な地域づくりを担うまちづくりリーダーの育成をすすめ、地域コミュニティにおける様々な課題に対し、知恵と工夫をもって対応ができる能力や行動力を高めていきます。	◎
2	協働のまちづくり事業 (地縁型コミュニティの強化)	まちづくり協議会と自治会が連携し、地域の課題について、地域住民が主体的に対策を考え、実践できるように地域コミュニティの強化を推進します。	◎

3	協働のまちづくり事業 (地域の実状に応じた課題解決型のまちづくりの推進)	地域の課題に住民自らが気づき、解決に向けて取り組めるよう、集落単位の基礎資料を作成し、それを活用した対話や相談の場を支援しながら、住民自治活動を促進します。また、主体的な地域参画に向けたワークショップの開催や、住民主体の地域活動を応援する制度の運用などを通し、一人一人が幸せを実感しながら住み慣れた地域で暮らし続けられるウェルビーイングな地域を創造します。	◎
4	コミュニティセンター維持管理事業	コミュニティセンター改修等が完了し、今後は地域コミュニティの拠点に相応しい機能を有し、市民が利用しやすく、学び・交流する施設として維持管理を行います。	
5	丸岡古城まつり事業	実行委員会が主体となり運営することで、市民相互の親睦と交流、地域の絆が深まるよう支援していきます。	
6	はるえイッチョライでんすけ祭り事業	実行委員会が主体となり運営することで、市民相互の親睦と交流、地域の絆が深まるよう支援していきます。	
7	さかい夏まつり事業	実行委員会が主体となり運営することで、市民相互の親睦と交流、地域の絆が深まるよう支援していきます。	

(2) 広報広聴など市民との対話の充実

- 市民の市政への理解が深まるよう、広報紙やホームページ、CATV、SNS等それぞれの特性を生かした、見やすく分かりやすい情報発信を積極的に努めます。
- 市民と意見交換を行う市政懇談会の開催、行政相談委員による市民からの相談への対応、ホームページによる各種問い合わせへの対応等を行い、併せて社会的少数者等の意見にも傾聴し、地域課題の迅速かつ積極的な把握に努めます。
- デジタル回覧板を活用し、自治会内の業務の負担軽減を図るとともに、迅速な情報共有を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	広報さかい発行事業	情報発信手法の時代のニーズや、各種団体や市民のまちづくり活動などに応じた市民のニーズを的確に捉えながら、市民が親しみやすく、実際に手に取って行政情報を取得してもらえる媒体となるよう、市民目線での広報紙づくりに努めていきます。	
2	ホームページ運営事業	ホームページを活用した情報発信の強化と閲覧者の利便性の向上に努めます。併せて、ホームページ内にある所管部署へ直接問合せなどができる機能を有効に活用し、市民の意見や要望等に速やかに対応していきます。	
3	行政放送運営事業	市民に身近な出来事や地域情報、子どもたちが出演する番組は継続し、お知らせやYouTube 配信情報、	

		また、市の PR に繋がっていくような番組作りにも努めていきます。	
4	広報広聴事業	さかい未来創造座談会の開催や行政相談委員の活動を通じた市民からの相談への対応などの広聴事業により、市域に散在する課題の把握と所管部署への情報提供を、迅速に行います。また、全ての市民が暮らしやすいまちとなるよう、これらの機会等で寄せられる社会的少数者の意見にも耳を傾けていきます。さらに、市民の市政への理解が深まるよう広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、LINE 等の SNS を活用し、情報発信に努めます。	
5	広報紙等文書配布デジタル化事業	自治会（区）への加入・未加入を問わず、すべての市民に対して広報等の行政情報を届けます。	◎

1-3 国際・都市間交流の推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
国際交流事業等への市民参加者数	820人 (令和5年度)	900人 計画期間内(平均)

(1) 国際交流を通じたグローバル人材の育成と多文化共生意識の醸成

- 英国カーディフ市等との国際交流を一層推進し、グローバルな視野をもつ国際的な人材育成と地域の国際化を進めます。
- 地元企業との連携に加え、これまで構築したネットワークを生かし、将来、国際的な就労を希望する生徒等に対して研修等を実施します。
- 坂井市国際交流協会と連携し、市民主導の国際交流を支援し、国際的な文化交流や相互理解を促進します。
- 関係機関等と連携し、外国籍の市民等の利便性向上に取り組み、同じ地域に暮らす市民として、相互理解を育み、多文化共生社会への理解を進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	国際交流・多文化共生事業	坂井市国際交流協会と連携し、市民主導の国際交流を支援し、国際的な文化交流や相互理解を促進します。	◎
2	国際交流推進事業	市内の中高生を英国に派遣するとともに、英国の中高生を坂井市に招へいする相互交流を行い、ホームステイや授業参加を通して、国際力ある人材を育成します。また、国際交流理解講座を開催し、幅広い市民が坂井市から世界を見つめる機会を提供します。	◎

(2) 都市間交流を通じた地域の活性化とシビックプライドの醸成

- 姉妹都市（宮崎県延岡市）や連携協定都市（東京都品川区）をはじめとする他の自治体との親善や交流を一層進め、経済の活性化や関係人口の増加等の共存共栄できる関係を築くとともに、シビックプライドの醸成を図ります。
- ふくい嶺北連携中枢都市圏における周辺市町との連携を強化することにより、活力ある地域づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	品川区連携プロジェクト事業	連携協定都市である品川区と共存共栄できる関係を構築し、相互の発展に寄与する事業を展開していきます。	◎
2	姉妹都市交流事業	姉妹都市を提携している宮崎県延岡市との交流を推進するため、姉妹都市交流使節団をまつりのべおかに派遣するとともに、丸岡古城まつりに延岡市	

		訪問使節団を招へいします。	
3	坂井・延岡ジュニア交流事業（児童による学びと文化の交流）	姉妹都市・宮崎県延岡市の児童との1年毎の派遣・招へい事業を実施し、歴史と風土を学ぶ機会を提供します。	
4	ふくい嶺北連携中枢都市圏事業	圏域の自治体と様々な分野において連携した取り組みを推進し、活力ある地域づくりを図ります。	

1-4 関係人口の拡大と住みよさの実感

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
高校生の市内定住希望率	28.3% (令和4年度)	35% (令和11年度)
市の移住相談や支援を受けて転入した人数	98人 (令和5年度)	170人 (令和11年度)
市の結婚サポート事業による婚姻数	2組 (令和5年度)	25組 計画期間内(累計)

(1) 次世代の担い手育成と関係人口の拡大

- 将来の定住やUターンの促進に向けて、学校や企業等と連携し、こどもや若者のシビックプライドの醸成に取り組むとともに、学ぶ場所や働く場所の充実を図ります。
- 地域社会を支える新たな担い手の確保に向けて、市内外の若者や学生、都市部の人材や外国人材、地域住民や企業と多様に関わる機会を創出し関係性を深め、移住定住の促進を図ります。
- 奨学金返還支援や移住時の経済的支援等、移住検討者のニーズに応じた相談や支援を行い、移住の促進および地元企業の担い手の確保を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	あわら坂井ふるさと創造推進協議会事業	高校や企業等と連携して、高校生のシビックプライド醸成に向けた様々な事業を実施します。	◎
2	移住定住推進事業	坂井市に定住し就職する学生に対する奨学金返還を支援及び県外学生に対する地元企業でのインターンシップ支援を行い、移住の促進を図ります。全国からの移住に伴う経済的負担の軽減を図るため移住支援金を交付します。また、移住検討者に対する相談や支援を行い、あわせて坂井市の施策や住みよさをPRし、移住者を呼び込む流れをつくります。	◎
3	竹田Tキャンプ事業	県内外の大学生と地域住民による地域課題解決の取り組みを支援することで、大学生と地域住民の地域への愛着の醸成と卒業後の大学生を含めた関係人口の創出を図ります。	◎
4	地域おこし協力隊事業	地域力の維持・強化を図るため、都市部を中心とした地域外の人材を受け入れ、地域の活性化や賑わい創出に取り組みます。	
5	緑のふるさと協力隊	過疎化・少子化が進む地区に地域外の人材を受け入れ、地域住民との交流を通じた地域振興や課題解決に取り組みます。	
6	シティプロモーション事業	市民や坂井市に関わる人々に対し、シビックプライドを高め、あわせて坂井市に関わろうとする意欲を高めることで、市民同士による地域課題の解決を促進し、持続可能な自治体運営の礎を築きます。	◎

		さらに、都市部での坂井市ブランドの情報発信及びイメージアップを図ります。 また、坂井市公式キャラクター「ほや丸」を活用し、シビックプライドの醸成やブランド情報発信などを推進していきます。	
7	地方創生推進事務事業 (地域の関係人口づくり事業)	シェアハウスや地域の拠点として活用できる空き家の改修を支援し、地域外の若者などが地域内の人と関わることができる環境を整備します。関係人口を増やすことで地域の担い手不足の解消と賑わいを創出し、持続可能な地域社会の形成を目指します。	◎
8	地方創生推進事務事業 (ふるさと同窓会助成事業)	小・中学校時代の同窓会開催に対して助成を行うことで、生まれ育ったふるさとのつながりを再認識し、郷土愛を醸成するとともに定住やUターンを考える機会の場を創出します。	◎
9	新規 ライフデザイン事業	若年層に対し、これからの人生の中で、進学、仕事、結婚、子育てなど、ワーク・ライフ・バランスやキャリア形成といった人生の様々なライフイベントに対応できるよう必要な知識や情報を学ぶ機会を提供します。	

(2) 魅力ある地域づくりの推進

- 住みたいまちとしての坂井市の価値を高めるため、関係する団体と協働して、地域資源にさらに磨きをかけ、魅力向上を図ります。
- 誰もが暮らしやすく、住み続けたいまちの実現に向けて、市民の幸福実感の向上と地域コミュニティの充実を図ります。
- 移住者が良好な住環境を体感できるよう、空き家をはじめとした低・未利用な地域資源の活用を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	三国湊賑わい創出事業	伝統的な町家の残る三国湊地区において、空き家リノベーションによる新規起業者への支援を推進します。また、各種団体との連携を図り、まちづくりの効果的な推進に取り組みます。	◎
2	丸岡地区賑わい創出事業	丸岡地区の賑わいを創出するため、空き家リノベーションによる新規起業者への支援を推進します。移住を検討する方に居住環境の高さを体感していただくため、空き家等を改修し、お試し移住が可能な拠点を整備します。	◎
3	三国湊地区活性化施設管理運営事業	北前船で栄えた湊町の歴史と文化を活かしたまちづくりに寄与する施設として、効率的な管理運営に努めます。	
4	寄附市民参画事業	寄附金を活用した市民提案事業により協働のま	◎

		ちづくりを推進するとともに、寄附者を関係人口に位置付けファンの増加に努めます。返礼品提供の事業者についてもビジネス力向上につなげ商業の活性化を図ります。	
--	--	--	--

(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

- 出会いの場の創出や、結婚、子育てに関する若者の関心を高め、「結婚応援日本一のまち」を目指します。
- 交際や結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援に取り組むとともに、地域や関係機関との連携の強化や経済的な負担軽減等を図り、新しい家族を持つことに希望のもてる地域の実現を目指します。
- 子育て世代がやりがいをもって生き生きと働くことができるよう、仕事と家庭が両立できる労働環境づくりを支援します。
- 結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等、性別に関わらず将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう必要な知識や情報等を学ぶ機会を提供します。
- 出産や子育てに関する情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	赤ちゃん抱っこ体験学習事業	中学生に乳児との触れ合いを通して、男女が共に家事・育児に参画する意識の醸成を図るとともに、将来、結婚して子どもを産み育てることの大切さに気付くきっかけを作ります。	◎
2	結婚サポート事業	未婚率の上昇・晩婚化が進む中、結婚に対する意識啓発や独身男女に出会いの場を提供し、「マチオン坂井」のメンター（結婚応援サポーター）とともに、各関係機関と連携し、市の魅力のPRしながら「結婚するなら坂井市」の定着を図り、定住促進につなげます。	◎
3	イクボス推進事業(再掲)	ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、女性がより活躍できる職場環境の充実へとつながる「イクボス」の推進に努めます。	

(4) 坂井市に住みたくなる魅力を全国に発信

- 市民が市の魅力を再認識し、積極的に地域に関わろうという意欲を高めるブランディングの取り組みを進めます。
- 市民、企業、地域団体と連携して「住みよいまち坂井市」の魅力を創出し、地域の活性化を図るとともに、市外からも選ばれるまちを目指し、シティプロモーションの強化に取り組めます。
- SNSや出向宣伝等様々な手段を活用し、市内外へ本市の魅力を発信し認知度を向上させ、交流人口や定住人口の増加を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	シティプロモーション事業（再掲）	<p>市民や坂井市に関わる人々に対し、シビックプライドを高め、あわせて坂井市に関わろうとする意欲を高めることで、市民同士による地域課題の解決を促進し、持続可能な自治体運営の礎を築きます。</p> <p>さらに、都市部での坂井市ブランドの情報発信及びイメージアップを図ります。</p> <p>また、坂井市公式キャラクター「ほや丸」を活用し、シビックプライドの醸成やブランド情報発信などを推進していきます。</p>	◎
2	音楽フェス交流事業	<p>音楽フェスを通じて、本市の魅力を発信するとともに関係人口の創出を図り、認知度を押し上げます。</p>	◎
3	アンテナショップ運営事業	<p>首都圏での情報発信拠点として、品川区戸越銀座商店街に整備したアンテナショップを活用し、特産品の販売やイートインでの実食、コンシェルジュによる対応を通じて、本市の魅力を伝え、認知度の向上や、交流人口の増加を図ります。</p>	◎

1-5 効率的な行財政運営の推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
経常収支比率	95.4% (令和5年度)	96.0%以下 (計画期間内平均)

(1) 効率的な組織体制・人員配置の構築

- 定員適正化計画に基づき、職員の適正な人員配置等に取り組みます。
- 人事評価制度の適切な運用により更なる職員の意識や意欲の高揚を図ります。
- 研修や政策提案制度を通じて職員の資質向上に努めます。
- 職員数の減少が見込まれるなか、デジタルを活用し、業務の効率化や省力化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	職員人事・給与事業	定員適正化計画に基づき、適正な職員人員配置を行います。また、人事評価制度の適切な運用により、更なる職員の意識・意欲の高揚を図っていきます。	
2	職員研修事業	必要な知識や技能等を習得させると共に、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、庁内研修や派遣研修を行い、職員の資質向上を図っていきます。	

(2) 持続可能な財政運営の確立

- 政策、行政改革評価を継続的に実施し、評価結果を施策、予算などに反映します。
- 国県補助等の特定財源や新たな財源の確保に努めます。
- 税の申告から納税までの一連の手順を電子化し、効率的な税収確保に努めます。
- 職員のコスト意識を高め、事業のスクラップ&ビルドに努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	財政管理事務事業	健全な財政運営を維持するため、予算編成時には、国県等の特定財源の掘り起こしによる財源確保に努めます。また、新規事業創設の際は既存事業の廃止や縮小を前提とし、既存事業においても、事業の見直し・整理統合に努めます。	
2	行政改革推進事業	少子・高齢社会や人口減少社会においても、持続可能な行財政運営の実現と効率的で安定的な行政サービスが提供できるよう引続き「行政改革実施計画」を策定し、継続した行財政改革の取組を進めます。	
3	寄附市民参画事業（再掲）	寄附金を活用した市民提案事業により協働のまちづくりを推進するとともに、寄附者を関係人口に位置付けファンの増加に努めます。返礼品提供の事業者についてもビジネス力向上につなげ商業の活	◎

		性化を図ります。	
4	財産管理事務事業	未利用資産の有効活用や売却を積極的に進めます。	
5	公用車管理事業	公用車について、経年に伴う費用と車両購入に伴う費用のバランスを図りながら計画的に適正台数を維持していきます。また、環境への配慮と災害時に電源としても活用できる電気自動車等の導入を進めます。	
6	工事検査事務事業	市が発注した目的物が契約内容及び設計図書どおりに施行され、適合されたものであるかを段階検査及び完成検査により確認します。	
7	賦課事務事業	公正で公平な課税事務を進め、電子化による税申告など効率的事務を推進します。	
8	徴収事務事業	口座振替のほかクレジットカードや電子マネーによる納付チャネルを活用することで徴収率向上を目指します。また、税外債権について迅速な債権管理を行えるよう進めます。	
9	監査委員事務局事業	内部統制やリスク・アプローチなどの考え方を含んだ監査基準によって、より分かりやすく充実した監査業務の構築に取り組みます。	

(3) 公有資産マネジメントの推進

- 施設の維持管理コストを見直し、中長期的な視点で施設の更新や長寿命化、集約化や廃止等を行い、持続可能で適正な施設運営を図ります。
- 市有財産の有効活用を図るとともに未利用公有財産の売却に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	行政改革推進事業（公共施設マネジメントの推進）	将来的な人口減少や社会情勢の変化に伴い、公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等総合管理計画・個別施設計画等による公共施設の在り方の方向性、各施設の実施方針を徹底していくことで、効率的・効果的な公共施設等の運営と最適な配置に努めます。	
2	庁舎管理事務事業	本庁舎整備後も引き続き、光熱水費の削減を図るため、デマンド監視によるピーク電力使用を抑え電気料の削減を図ります。	
3	営繕事務事業	公共施設に関する建築工事や業務委託の設計、監理業務を行います。	

第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

数値目標	現状値	目標値
出生数	2,807人 (過去5年間累計)	3,481人 計画期間内(累計)
健康寿命	男性 80.47歳 女性 85.07歳 (令和5年度)	男性 81.43歳 女性 85.91歳 (令和11年度)

2-1 地域福祉の充実

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
地域共生のまちづくり支援地区	19地区 (令和2~5年度累計)	35地区 計画期間内(累計)
避難行動要支援者の個別避難計画の作成率	42.5% (令和5年度)	100% (令和11年度)

(1) 安心して暮らせる地域共生社会の推進

- 福祉教育の強化を図り、こどもから高齢者、障がいのある人等の多種多様な主体の参加と連携による支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 単身高齢者、ひきこもり等の社会的孤立や虐待等の支援を必要とする人に気づき、支える仕組みづくりに取り組みます。
- こどもや高齢者、障がいのある人等の支援を必要とする人に対し、自然災害等の緊急時に地域で支え合う体制づくりの強化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	社会福祉協議会運営補助事業	地域福祉事業の中核を担う社会福祉協議会に対し、法人の運営や活動の支援を行いながら、地域福祉の推進を図ります。	
2	更生保護事業	地域の中で再犯防止や立ち直りに向けた様々な取り組みを保護司会と連携していきます。	
3	避難行動要支援者名簿事業	災害時または普段の生活において近隣住民の互助による支援体制を確立し、要支援者が安心して暮らすことができる地域づくりを目的に発災時において当該制度が有効に運用されるよう周知・訓練への活用を推進します。また、災害時に自ら避難することが困難な在宅の障がい者が、地域でそれぞれの障がい特性に合った支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	◎

4	個別避難計画作成事業 (障がい)	災害時に自ら避難することが困難な在宅の障がい者が、地域でそれぞれの障がい特性に合った支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	
5	個別避難計画作成事業 (高齢)	災害時に自ら避難することが困難な在宅の高齢者が、地域での支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	

(2) 地域主体で取り組む地域福祉推進体制の充実

- 住民が地域福祉の課題を理解し、解決に向けて取り組むことを支援する体制づくりを推進します。
- 地域の中で支える側となる担い手の人材確保と育成を図ります。
- 保健・医療・福祉の連携により、高齢や障害、子どもや生活困窮等の各分野を問わず、課題を抱えた住民に包括的に対応できる相談支援体制の整備と充実を図ります。
- 社会参画を促すため様々な情報発信や交流活動を推進し、自助・互助により課題解決に取り組める地域内での関係構築の強化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域共生のまちづくり事業	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを目的に市民が主体的に自分たちの地域課題を把握し、課題解決を試みることができる体制の構築を行います。また、社会福祉法人の地域における公益的な活動を促進します。	◎
2	丸岡総合福祉保健施設管理運営事業	温泉利用をはじめ幅広い年齢層や様々なニーズに対応できる運動マシンや健康プログラムで市民の健康づくりを後押しします。安全管理、危機管理体制を確立し施設の維持管理を適切に行っていきます。	

(3) 多機関の協働による包括的支援体制の構築

- 「8050 問題」や「ダブルケア問題」をはじめ複合化・複雑化した課題等に寄り添い、的確に対応するため、各制度の相談支援機関の連携による包括的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	重層的支援体制整備事業	高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者等の属性ごとに区切られた従来の支援体制では対応が困難であった複合課題や狭間のニーズにも対応できるよう、改正社会福祉法に基づき創設さ	◎

		れた「重層的支援体制整備事業」に取り組むことで、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりと包括的な相談支援体制の整備を一体的に進めます。	
--	--	--	--

2-2 児童福祉の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
保育園待機児童	0人 (令和5年度)	0人 計画期間内(平均)
放課後児童クラブ待機児童	0人 (令和5年度)	0人 計画期間内(平均)
生後4ヶ月未満児の保護者が子育てに関して相談できる人の割合	-	100% (令和11年度)

(1) 安心して生み育てられる環境づくり

- 妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠や出産、育児に関する情報提供等の妊娠、出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。
- こどもの健やかな成長に資するとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、手当の支給や医療費等の助成、こども施策の費用助成等の利用しやすいサービスの構築に取り組みます。
- こどもの安全確保のための啓発活動や見守り活動等のこどもたちが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- こどもが安心して医療を受けることができる環境の充実に向け、子育て世帯の医療費負担緩和に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	放課後児童対策事業	放課後児童クラブの質の向上を図り、児童が安全で安心して楽しく過ごせるクラブの運営を実施します。	◎
2	すみずみ子育てサポート委託事業	保護者の疾病、事故などで、家庭で一時的に養育できない場合に、一時預かりや家事支援サービスを提供することで、子どもの福祉の増進を図ります。	
3	地域子育て支援拠点委託事業	在宅で子育てする親が気軽に集まり、相互に交流する場を週3日以上常設し、保護者からの相談への対応や子育て支援に関する講習等を実施します。	
4	子育てマイスター地域活動推進事業	子育ての相談、育児指導に県が認定・登録した子育てマイスターを活用することにより、地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。	
5	子育て支援センター事業	在宅で子育てしている保護者が、他の親子とのセンター内での交流を通して、子育て仲間を得られるよう支援します。	
6	子育て短期支援委託事業	家庭内での養育が一時的に困難となった場合に、ショートステイなど一時的に施設で預かるサービスを提供します。	
7	病児・病後児保育委託事業	病気治療中やその回復期の児童等で家庭での保育が困難な場合に、病院等で一時的に預かることで、子	

		どもの福祉の増進を図ります。	
8	施設措置事業	経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦が安全に出産できる環境を提供します。また、自立困難な母子世帯を入所させることで保護し、自立した生活に向けて支援します。	
9	児童館管理運営事業	老朽化が進んでいる施設は地元と協議しながら、地域での集約化による再編を検討します。	
10	新規 地域こどもの生活支援強化事業	こども食堂等による食事や体験の提供、または、要支援家庭の状況に応じた寄り添い支援を行う団体に対して補助金を交付します。	
11	新規 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭へ支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を実施し、養育環境の調整を行います。	
12	新規 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、寄り添った支援を行います。	◎
13	新規 女性相談事業	女性相談支援員を配置し、女性が抱える様々な相談に対応し、必要な支援を行います。	
14	新規 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	
15	子ども・子育て支援運営事業	坂井市子ども計画に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向け、教育・保育事業の実施をはじめ、全庁的な体制でこどもや若者、子育て家庭への支援、貧困対策等の支援を行います。また、毎年度、子ども・子育て会議を開催し、計画内容の進捗状況を確認し、その評価を行います。	
16	こども家庭センター事業	母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的な相談支援を行います。	◎
17	多子世帯子育て支援事業	多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の未就学児がいる世帯を対象に子育てすくすく支援商品券を支給します。また、在宅で育児している、生後2カ月から満3歳未満で第2子以降の子どもがいる世帯を対象に在宅育児応援手当を支給します。	◎
18	子ども医療費助成事業	少子化対策として、高校3年生までの医療費（保険診療分）の窓口無料化を実施することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	
19	児童手当支給事業	18歳年度末までの児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、将来を担う子どもの健全な育成および資質の向上を図ります。	

20	児童扶養手当支給事業	父または母と生計を同じくしていない18歳年度末までの児童が養育される家庭の生活の安定と自立を促進するために児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	
21	母子・父子相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱える様々な相談に対応し、必要な支援を行います。	
22	母子家庭等自立支援給付事業	生活安定のために資格の取得を目指しているひとり親に対して、修業期間中の生活費の援助として給付金を支給します。	
23	ひとり親家庭レクリエーション事業	ひとり親家庭の親子やその親同士の交流をレクリエーションを通じて行います。	
24	ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	ひとり親家庭等における高校通学のための定期代等を援助することで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の充実を図ります。	
25	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に係る医療費(保険診療分)について、医療費の一部を自動償還払いにより助成し、また高校3年生まで窓口無料化を実施することで、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉増進に寄与するとともに保護者の経済的負担の軽減を図ります。	
26	ひとり親家庭等日常生活支援事業	疾病等の事由により一時的な生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣して、日常生活の安定を支援します。	
27	ひとり親家庭習い事支援事業	ひとり親家庭の子どもの習い事にかかる経済的負担を軽減するとともに、子どもの成長を支援します。	◎
28	ひとり親家庭児童学習支援事業	ひとり親家庭の児童・生徒に対する学習会を開催し、子どもの健全育成と自立を図ります。	
29	養育医療給費事業	身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児に対し、指定養育医療機関において生後すみやかに適切な処置を講じ、医療の給付または医療に要する費用を支給することで、出生児の健康の保持と増進を図ります。	
30	交通遺児救援金事業	交通遺児を監護し、かつ、その生計を維持している保護者に対し交通遺児救援金を支給することにより、交通遺児の就学の安定と福祉の増進を図ります。	
31	交通遺児救援基金	交通遺児救援資金の財源に充てるため設置された基金を維持します。	

(2) 幼児教育及び保育の充実

- 共働きや就労形態の多様化に対応し、保護者のニーズやこどもの特性を踏まえた多様な保育サービスの充実に取り組みます。
- こどもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や学校、地域と連携しながら心身の発達に応じた教育、保育を推進します。

●質の高い教育や保育の確実な提供に向けた体制や人材の確保、育成に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	保育園等施設管理運営事業	教育・保育に関する様々な研修を通じて質の向上に努め、ICTによる業務の効率化により、保育士が時間と心の「ゆとり」を持ち、いつでも園児に愛情を注ぐことができる環境づくりを進めます。	◎
2	幼保園等施設管理事業	保育士等の園ごとの基準配置や気がかりな園児への加配、施設を適正に維持管理しながら、安全で安心な教育・保育を実施します。	
3	保育カウンセラー事業	研修会の開催や定期的な園訪問、関係機関と連携しながら、障がいや気がかりな園児の保育体制の充実を図ります。	
4	幼保園等運営事業	各幼保園等の運営維持に努め、保育を必要とする園児の健やかな成長と保護者の子育てを支援します。	
5	幼保園等施設整備事業	保育施設等で充実した教育・保育を実施するために、必要となる維持・改修などを継続的に取り組み、保育環境の充実に努めます。	
6	広域入所児童保育業務委託事業	保護者の様々な就労状況等を支援する事業として、実施します。	
7	私立保育所保育業務委託事業	保護者の様々な就労状況等を支援する事業として、実施します。	
8	私立保育所運営支援事業	私立保育園が継続して安定した教育・保育が実施できるように、保育園の運営費を補助します。	
9	私立保育所施設整備補助事業	施設の老朽化対策や増改築など、教育・保育環境を充実するための整備等に対し、国の制度を活用して補助します。	
10	私立保育所特別保育補助事業	保護者の様々なニーズに対して、より充実した教育・保育を提供するために、私立保育園への必要な補助を行います。	
11	施設型給付費負担金	私立認定こども園が継続して安定した教育・保育が実施できるように、こども園の運営に必要な施設型給付費を支援します。	
12	保育士確保対策事業	保育士バンクについて、市内外へ情報発信し、保育士などの経験のある方や資格を有して保育現場で働いていない方への就職の斡旋など、人材の確保に努めます。また、保育士資格の取得にかかる費用など、保育士の確保に向けた新たな施策を検討します。	
13	幼児教育・保育無償化事業	3～5歳児のうち、低所得者世帯と第3子以降の子について給食費を補助します。また、保育所、認定こども園、幼稚園や認可外保育施設等を利用する非課税世帯の0～2歳児と3～5歳児の利用料を無料に	

		し、子育て支援の充実を図ります。	
14	地域型保育給付費負担金	地域型保育施設（小規模保育施設等）に必要な地域型保育給付費を支給することにより、安定した運営と保育の充実を図ります。	
15	障害児通所支援事業	障がい児が自立した日常生活または社会生活を営み、安心して暮らすことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ります。	
16	乳児等通園支援事業	保育園等を利用していない6か月から3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の要件を問わずに保育を利用できる事業として、実施します。	

(3) こどもの成長のための社会環境づくり

- 虐待やヤングケアラー、貧困、障害等の配慮が必要なこどもや子育て世帯の様々な相談に、保健や福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、個々の特性やニーズに応じた適切な支援や居場所づくりに取り組みます。
- 障がいのあるこどもや医療的ケア児等が身近な地域で相談や支援を受けられるよう相談支援体制の強化に取り組みます。
- こどもの自主性や社会性を育む多様な体験や交流の機会の充実を図るとともに、地域における居場所や活動の支援に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	障害児通所支援事業（再掲）	障がい児が自立した日常生活または社会生活を営み、安心して暮らすことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ります。	
2	児童小遊園地遊具整備事業	行政区が児童に安全で健全な遊び場を与えるため遊具等を新設・入替等する場合に補助し、地域での交流の場を広げます。	
3	子どもの遊び場整備事業	天候に関わらず子どもの遊び場として利用できる空間を確保し、子どもの心身の健やかな成長に配慮した遊具等を設置した遊び場を整備します。	◎
4	新規 障害児地域支援体制整備事業	児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を果たせるよう、機能強化を行うとともに、保育所や放課後児童クラブ等への巡回支援を実施し、気になる段階から支援を行い、地域全体で障害児支援の質の向上を図ります。	

2-3 高齢者福祉の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
通いの場実施箇所数	55箇所 (令和5年度)	67箇所 (令和11年度)
認知症サポーター養成講座受講人数	7,660人 (令和5年度)	10,000人 (令和11年度)
要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	82.7% (令和5年度)	82.7% (令和11年度)

(1) 身近で取り組みやすい介護予防の推進

- 通いの場等の設置・活用を進め、地域において高齢者自ら介護予防の活動ができるように取り組みます。
- 高齢者が身近な場所で継続的に運動機能向上や認知症予防の取り組みができるよう支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	フレイル予防事業	市民のフレイルに関する理解を高めるとともに、フレイル予防への取り組みを促進していきます。	◎
2	通いの場事業	高齢者が容易に通える場を利用して、住民主体の介護予防に資する活動の拡大を目指すとともに地域の中で見守り活動を円滑に進められるよう、通いの場の充実に努めていきます。	◎
3	地域介護予防活動事業	NPO法人等が実施する通所の介護予防活動に対して、効果的かつ効率的な支援を実施します。	
4	音楽・体操いきいき教室事業	生活総合機能改善機器における音楽や体操を通して、地域の高齢者の運動機能の維持向上、生活機能の向上を目指し、介護予防の場として教室内容の充実を図ります。	
5	生活・介護支援サポーター事業	定期的に高齢者宅に訪問し、話し相手や安否確認、環境整備等の支援を行い、住み慣れた家や地域での生活維持につなげ、サポーター自身の介護予防につながるような事業を行います。	
6	介護予防啓発事業	介護予防教室や介護予防栄養教室について広く周知をし、介護予防に関する普及啓発を図ります。	
7	通所型サービス事業	要支援者・事業対象者の方を対象に短期集中的にトレーニングを行うことで、生活機能の向上を目指し、家庭や社会参加への意欲向上を図ります。	
8	認知症予防対策事業	MCIスクリーニング検査で早期に軽度認知障害（MCI）の兆候を発見するとともに、適切な対処・予防を実施することで認知症の早期治療及び予防を図ります。	

(2) 多様な主体との連携による包括的支援体制の充実

- 地域包括支援センターを拠点に、相談支援体制の充実を図ります。
- 住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を一層進めていきます。
- 高齢者への虐待防止や権利擁護の取り組みと成年後見制度の普及啓発を進めます。
- 地域全体で支える体制構築を進めるため、幅広い世代が認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解が深められるよう取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	在宅医療介護連携事業	高齢者が安心して自宅で生活ができるよう、在宅医療や介護に関する情報提供を行うほか、医療と介護の連携体制の構築を図っていきます。	
2	地域包括支援センター運営事業	高齢者の自立した日常生活を支援するために、地域包括支援センターの充実と機能強化を図ります。	
3	成年後見制度利用支援事業	高齢者虐待の防止や早期発見、成年後見制度の相談、手続き支援を行います。今後も多くの相談を受けられるよう、相談窓口の周知と多様化する課題に対応できるよう連携ネットワークの構築を図っていきます。	
4	認知症施策推進事業	認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応に努めます。早期発見し適切な治療につながるよう、認知症検診の継続や認知症の普及啓発を行います。	◎
5	認知症サポーター養成事業	認知症への理解を深めるために、広く市民や企業・団体等に開催を呼びかけ、周知を図っていきます。	◎
6	高齢者等 SOS ネットワーク事業	認知症によりひとり歩きのおそれがある者の特徴や写真を事前に市に登録することで、緊急時、関係機関に速やかな情報の提供を行い、早期発見・保護につなげていきます。	
7	地域ケア推進会議事業	地域包括ケアシステムの構築と実施のために、日常生活圏域ごとの地域ケア会議にて抽出された地域の課題等から市の政策形成につなげていく地域ケア推進会議を実施していきます。	
8	すこやか介護用品支給事業	在宅で生活する高齢者に対し、紙おむつを支給することにより、清潔の保持、家族の身体的かつ経済的負担の軽減を図ります。	
9	緊急通報装置設置事業	一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するには、身体に何か異変などがあった場合に、すぐに駆け付けられる体制が必要なため今後も継続していきます。	
10	高齢者権利擁護事業	関係機関と連携を密にして、虐待等緊急を要する高齢者を一時的に宿泊させ、虐待の防止や体調調整を図り、適切に支援していきます。	

11	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者の自立支援・重症化防止を図るため、介護支援専門員やサービス事業所に対し、リハビリ等専門職の助言を受けながら支援する側の支援能力の向上を図ります。	
12	住まい環境整備支援事業	介護保険対象外の住宅改修工事に対し、バリアフリー化等の工事に対し助成し、在宅での生活を支援していきます。	
13	地域ぐるみ高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業	屋根雪下ろしが困難な高齢者等の住宅の屋根雪下ろし作業を実施した際に、除雪に要する経費を助成し在宅での生活を支援していきます。	
14	在宅介護ほっとひといき支援事業	高齢者が在宅で安心して生活していくためには、介護者の負担軽減をする必要があるため、今後も高齢者の宿泊の受け入れを適正に実施していきます。	
15	在宅介護外出支援事業	外出の際に介助が必要なある一定の要介護に認定された在宅高齢者に対して通院等の移動に利用するタクシーの乗車券を交付し、高齢者の外出支援と介護者の負担軽減を図ります。	
16	介護保険事業（坂井地区介護人材確保充実奨励金事業）	介護サービス従事者の定着及び充実を図るため、新たに研修を修了又は資格を取得した介護サービス従事者への支援を行います。	

（３）高齢者の居場所づくりと社会参加の推進

- 高齢者が生き生きとした生活を送ることができるよう、シニアクラブ、高齢者同士や多世代との交流、ボランティア活動や就労機会の確保等の支援を行います。
- 関係機関と連携し、高齢者が利用しやすい施設整備や移動手段の充実に努めます。
- 社会参加活動の促進に向けて、レクリエーションや趣味、文化・スポーツ活動で充実した時間を過ごせる環境整備を支援するとともに、活動に関する広報・啓発、情報提供を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会活動、文化伝承活動、地域活動の振興を行い、生きがいと社会参加を促進するような事業を実施していきます。	
2	老人クラブ連合会支援事業	老人クラブ活動の発展のための支援と、そのための補助を継続し、高齢者の社会参加を支援していきます。	
3	新規 介護予防施設整備事業	介護予防拠点として活用する施設を整備する各地区、自治会等に対し、施設整備に必要な費用の一部を助成します。	

2-4 障がい者福祉の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
障がい者理解のための研修や啓発活動の実施件数	3件 (令和2～5年度平均)	5件 計画期間内(平均)
一般就労した障がい者の人数	年間17人 (令和5年度)	年間25人 (令和11年度)

(1) 障がいに対する理解促進と社会的障壁の解消

- 障がいの有無に関わらずお互いが尊重し共生できる社会を目指し、啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の権利擁護と、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- 障がい児の成長過程に応じ、関係機関が連携して適切な療育を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	理解促進研修・啓発事業	社会における様々な障壁を除去するため、市民や関係機関等に対する障がい理解の促進と啓発を図ります。	

(2) 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境の整備

- 障がいのある人が入所施設等から地域生活に移行するための支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人への支援を充実するため、人材および支援団体の育成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	障がい者地域生活拠点整備事業（障害者総合支援協議会運営事業）	障がい者の高齢化、重度化、親亡き後に備え、障がい者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、地域で支える体制の整備を行います。	◎

(3) 障がいのある人の就労の促進と社会参加への支援

- 障がいのある人やその家族、企業に対する、一般就労への理解と促進に努めます。
- 障がいのある人の自立を目指し、企業や福祉、家族、医療、学校等の関係機関との連携を図り、就労機会の創出に努めます。
- 地域活動や文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動等における障がいのある人の社会参画を支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	障がい者就労支援事業（相談支援事業）	障がい者の社会的、経済的な自立を促進するため、就労相談をはじめ、関係機関との連携や企業開	◎

		拓等、一般企業就労に向けた支援を行います。	
2	希望園管理運営事業	障がい者に勤労による社会復帰の基礎づくりに資することで、地域で自立した生活を送れるように支援し、障がい者の福祉増進を図ります。	

2-5 健康づくりの推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
健康アプリ継続利用者数	2,440人 (令和5年度)	2,800人 (令和11年度)

(1) 市民の主体的な健康づくりの推進

- 市民が心身の健康に関心をもち、主体的に取り組めるような動機づけやデジタルを活用した取り組みを図ります。
- 地域社会で健康を支える仕組みを構築するため、健康意識の高揚を図るとともに、自主活動グループや健康をサポートする人材の育成を図ります。
- 地域団体や保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し健康づくりの取り組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	健康教育・相談事業 (ICTの活用)	市民が心身の健康に関心をもち、主体的に取り組めるような動機づけやICTを活用した取り組みを推進します。	◎
2	健康サポーター活動事業	健康サポーターの養成と活動支援を行い、個人はもとより、家庭、地域における主体的な健康づくりを推進します。	
3	心の健康推進事業	ストレスチェックを実施し、ストレスが高い人に対しては対処方法等を助言したり、こころの相談会を実施します。また、心の健康について普及・啓発に取り組みます。	
4	健康都市推進事業	市民が自主的に健康づくりに取り組む「健康さかい大作戦」の健康行動指針である「へるしお(塩分-3g)」「べじあっぷ(野菜+1皿)」「ふやすぽ(運動+10分)」を推進するため、多くの市民が見て聞いて体験し、生活の中で実践できるよう、普及啓発に取り組みます。	

(2) 生活習慣病の予防対策の推進

- 住民健康診査やがん検診、歯科健診の充実を図るとともに、各保険者との連携を強化し受診率の向上と生活習慣病の早期発見、健康改善に努めます。
- 女性ホルモンの変化に伴う体の変化や特有の症状・病気への理解促進を図るとともに、骨粗しょう症の早期発見などのため、新たに骨密度検査を実施する等、女性の健康づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
-----	-----	------	------

1	健康教育・相談事業 (生活習慣の改善)	集団や個別を対象にニーズに応じた健康教育や健康相談を行い、生活習慣の改善やフレイル予防に取り組むことで、生活習慣病予防、重症化予防を推進します。	
2	がん検診事業	がんによる死亡の減少と重症化予防のために、定期的な受診につながるよう検診の啓発や周知を継続して行います。併せて、検診無関心層に対して受診勧奨や周知の工夫に努めます。	
3	基本健診事業	若いうちから健康に対する関心を高め、健康づくりの契機となるよう健診を継続して実施します。また、託児付健診や個別歯科健診、個別骨密度検査など健診等を受けやすいような環境を整えながら、健診啓発に取り組みます。	
4	後期高齢者健診事業	後期高齢者健診の受診率の向上を図りながら、高齢者自身の健康意識の向上と生活習慣病の重症化予防及び介護予防の推進に取り組みます。	
5	がん患者等サポート事業	がん患者の治療と生活の両立支援、心理的・経済的な負担の軽減を図るため、抗がん剤治療や骨髄移植治療等後に必要なウィッグなどの補整具購入や予防接種の再接種にかかった費用の助成を行います。	

(3) 母子の健康管理体制の充実

- 妊娠期から産後期の心身の健康づくりを推進します。
- こどもの健やかな成長・発達および健康の保持増進のため、健診等による疾病の早期発見と栄養・食生活や運動等のよりよい生活習慣の形成を推進します。
- ライフコースアプローチを踏まえ、減塩・運動促進・野菜摂取促進などの健康指針を、健康教育・健康相談などで一層推進し、生活習慣病の発症や重症化予防に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	母子保健事業	妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目なくニーズに即した支援できるように関係機関と連携しながら相談体制を充実し、早期介入・支援体制の強化に努めます。また、妊娠期・子育て期における経済的支援を合わせて実施します。	
2	産後ケア事業	出産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	◎
3	健康診査事業	健やかな妊娠と出産、乳幼児の発育・発達や育児状況の確認のため、妊産婦、乳幼児の健診を実施し、何らかの支援が必要な場合には適切な医療機関等への受診勧奨、相談・指導を行います。	

4	妊婦のための支援給付事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等包括相談支援事業の実施とともに、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	
---	--------------	--	--

(4) 感染症予防の総合的な推進

- 感染症予防のために、各種予防接種勧奨の強化およびインフルエンザや食中毒等の予防啓発活動に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	予防接種事業	感染症予防や重症化予防のため、定期予防接種の接種率の向上に努めます。また、市民一人ひとりが日常的に感染症対策をとれるよう、正しい知識の普及・啓発と予防方法の周知を図ります。	

(5) 地域連携による食育の推進

- 「食」は、その地域の文化や価値観を次世代に伝える役目を果たしていることから、健康、農林水産、教育分野等の各関係機関が連携し、伝統料理や食文化を継承しながら地産地消や食の安全安心を推進します。
- 食育は、こどもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために重要であるため、家庭、学校、保育園等と連携しながら、食育に関する知識の普及に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	食育推進事業	食生活改善推進員は、地域に根差した食育活動を展開し、食からの健康支援・啓発を行います。食育市民ネットワークは食育関連団体相互の情報交換や交流を深め、食育活動を市民に広げていきます。	
2	伝統の福井野菜対策事業	伝統野菜である「三年子らっきょう」や「越前白茎ごぼう」の作付継続と普及拡大を図ります。	
3	さかい米普及拡大促進事業（米を中心とした食生活の推進）	市内の保育園や小中学校の給食で、市産コシヒカリを使用したさかい米を提供することにより、農業への理解促進及び米の消費拡大を図ります。また、伝統的食文化である米の良さを理解し、健康で豊かな食生活の維持向上に取り組みます。	

2-6 地域医療体制の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
病院経営強化プランの目標値の達成(病床利用率)	68.8% (令和5年度)	85% (令和11年度)

(1) 地域医療と救急体制の充実

- 市民に密着した地域医療を目指し、在宅医療や予防医療について、県や関係機関、坂井地区医師会等と連携しながら医療や保健、福祉の連携強化を図ります。
- 身近な地域で安心して医療や健康相談、生活改善指導等を受けることができる、かかりつけ医制度を推進します。
- 坂井地区医師会、坂井地区広域連合と連携して、住み慣れた地域の中で安心して療養生活ができるよう、在宅医療の推進に取り組みます。
- こどもの急な病気に対応するため、電話相談や救急医療体制の周知を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	救急医療対策事業	休日・夜間の救急医療体制や、特に専門の診療を必要とする小児救急医療体制を確保します。	

(2) 市立三国病院における医療体制の充実

- 市立三国病院では、産婦人科等の地域に不足している医療の充実、休日や夜間の診療や救急医療体制の強化に取り組むとともに、医師、看護師等の医療従事者の確保、地域医療連携の強化、地域住民の健康の増進、診療・治療に係る設備や機能の充実等を図ります。
- 令和5年度(2023年度)に策定した市立三国病院経営強化プランを推進することにより、「地域医療構想等を踏まえた役割・機能」、「地域包括ケアシステム構築に向けた役割・機能」、「機能分化・連携強化」、「住民の理解のための取組み」「地域における公立病院としての役割」を柱とした、市民にとって必要とされる医療を継続的、安定的に提供するとともに、経営改善を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	病院経営健全化推進事業	地域包括ケア病床等の活用、地域連携の強化等により、病床利用率85%以上の達成に努めます。	◎
2	医療機器備品等整備	地域の中核病院としての役割を果たすため、効果的な医療機器等の更新、整備を計画的に実施する。	

2-7 社会保障制度の適正運営

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
生活困窮者自立支援 新規相談件数	290 件 (令和 5 年度)	150 件 (令和 11 年度)
生活困窮者支援プランに基づく支援ケースのうち改善が見られた割合	65% (令和 5 年度)	75% (令和 11 年度)

(1) 国民健康保険の安定的な運営

- 県内のどこに住んでいても、同じ保険料(税)負担で同じ保険給付を受けられるよう、令和 12 年(2030 年)までに福井県下の国民健康保険料水準を統一していく中、国民健康保険財政運営の安定化を図ります。
- 医療費の適正化を図るため、後発医薬品の利用促進や重複多剤の適正化を進めます。
- 特定健診受診率の向上や「データヘルス計画」に基づき保健事業を充実させ、早期発見、予防、改善により、被保険者の健康増進と医療費の増加抑制に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	国民健康保険事業	平成 30 年度から福井県が財政運営の責任主体となりました。今後、県内市町は国民健康保険税負担の平準化に向けて協議を続けていきます。市としては、人間ドックや健康教室、訪問指導を行うことで、国保加入者の生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見、重症化予防を図ります。	

(2) 後期高齢者医療の安定的な運営

- 保険料未納者の増加を防ぐため、口座振替の勧奨や早期の納付催告等により収納率の向上に努めます。
- 福井県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、後発医薬品利用促進や重複多剤の適正化を図る等の医療費の抑制に努めます。
- 高齢者健診や歯科健診等の受診勧奨等の保健事業を充実させ、早期発見、予防、改善により被保険者の健康増進と医療費の増加抑制に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	後期高齢者医療事業	広域連合から示される負担金や特別会計への繰り出しを適正に行い、後期高齢者医療制度の安定運営に努めます。	

(3) 介護保険事業の充実

- 総合事業運営の中で、地域の実情に応じた多様で適正なサービスを提供し介護保険制度の安定を図ります。

- 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の強化と、関係機関との連携による在宅医療と介護の一体的なサービス提供の体制整備を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	介護保険事業の充実	保険者である坂井地区広域連合と連携を図り介護認定者の把握と適切な支援体制づくりを進めていきます。	

(4) 国民年金制度の周知啓発

- 日本年金機構等と連携し、制度の意義や役割についての啓発活動を行い保険料の納付意欲の向上に努めます。
- 日本年金機構等と連携し、国の法定受託事務を適正に執行するとともに、国民年金の納付率・免除申請率・口座振替申請率等の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	国民年金事務事業	法定受託事務の適正な事務の執行に努めます。	

(5) 生活保護制度の適正な運用

- 生活保護制度の適正な運用のため、実施体制の充実とケースワーカー等の資質向上を図ります。
- 被保護世帯の多様な問題に対応する自立支援プログラム（就労支援、家計改善支援、健康管理支援等）を効果的に実施するため、他制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	生活保護事業	生活保護制度は、生活に困窮する方に対しその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的とする最後のセーフティネットです。法に基づき適正な実施に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度と一体的・効果的に実施することで重層的な支援体制を構築します。	

(6) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実

- 生活困窮者自立相談支援機関に生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口による情報とサービスの提供を行います。
- 自立相談支援事業を中核に、任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業等）の実施および他の制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築し

ます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立促進のため、自立相談支援機関を設置し、専門の支援員が相談を受けるとともに、相談者に寄り添いながら、就労支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等を活用し、具体的な問題の解決に向けた支援を行います。また、生活困窮者を取り巻く複雑かつ複合的な課題にも対応するため、高齢、障害、子育て分野等との連携による包括的な支援を実施します。	◎

第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり

数値目標	現状値	目標値
コミュニティセンター 年間利用者数	377,732 人 (令和 5 年度)	400,000 人 (令和 11 年度)
市立図書館年間来館者数	386,095 人 (令和 5 年度)	480,000 人 (令和 11 年度)

3-1 学校教育の充実

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
学校生活は楽しいと思う児童生徒の割合	93.3% (令和 5 年度)	97.0% (令和 11 年度)

(1) 教育内容の充実

- 学校と地域と企業が連携し、ふるさと体験活動や探究学習の充実を図ります。
- こどもたちの学校の居場所づくりや分かりやすい授業に努め、通うのが楽しい学校づくりを推進します。
- 一人一台端末を活用し、現代社会に必要とされる情報活用能力を育成します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	教育委員会運営事業	生涯学習、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進するため、教育委員会および総合教育会議を開催します。	
2	教育委員会事務局事業	第二次坂井市教育振興基本計画後期基本計画を策定し、市民ニーズと社会の変化に対応した教育の充実を図ります。また、教育行政を一体的に推進するため、教育委員会事務局全体の運営調整を図ります。	
3	キャリア教育支援事業	企業訪問や職場体験、外部講師を招いての講演会の実施など、生徒が主体的に進路を選択できる能力や職業観を身に付けられるように取り組みます。	◎
4	ふるさと坂井体験学習事業（小学校教育振興事業）	児童が自らの地域の課題等を改善する体験学習を実施することで、ふるさと坂井に誇りや愛着を持ち、新たな活力を生み出す人材を育成します。	
5	ふるさと坂井体験学習事業（中学校教育振興事業）	生徒が自らの地域の課題等を改善する体験学習を実施することで、ふるさと坂井に誇りや愛着を持ち、新たな活力を生み出す人材を育成します。	
6	小学校教育振興事業	一人一台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。また、低学年からの外国語に慣れ親しむ教育や発達段階に合わせたプログラミング教育、「GIGA ワークブックさかい」を使	◎

		って情報活用能力の育成を行います。	
7	中学校教育振興事業	一人一台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。また、課題を解決するための思考力、判断力、表現力などの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養い、個性を活かした教育の充実を図ります。	◎
8	新規 SOE 推進事業	「子どもが主役」となる新しい教育の推進を進めます。「AI want to Learn」をキーワードに子どもの学びたい気持ちに寄り添い、子どもが学びを決定していく授業を目指します。	◎

(2) 個に応じた学習支援の充実

- 習熟に応じて、少人数で指導することにより、学力向上に取り組みます。
- 気がかりな児童・生徒に対応した学級運営に取り組みます。
- 特別に支援が必要な児童・生徒の発達段階に応じ、適切に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	学級運営支援事業	気がかりな児童生徒の学習支援を行うために学級サポーターを配置し、スムーズな学級運営を図る。また、学校生活に支障がある児童生徒の生活支援も行います。	
2	学力充実推進事業	学力調査を行うことにより、児童の確かな学力の分析を行い、授業改善に取り組み、高い学力の維持を図ります。	

(3) 就学指導体制・教育相談体制の充実

- いじめや不登校の兆しを早期に発見し、関係機関と連携して児童・生徒の支援に取り組みます。
- 就学による学校生活が円滑に移行できるよう、保育園等と小・中学校の連携を図ります。
- 適正な人員配置や校務のDX化、部活動の地域移行などにより、教職員の業務負担を軽減することで、こどもたちに寄り添った支援の充実を図ります。
- こどもたちの多様な学びの場として、学校内のこどもの居場所「SakAI ルーム（サカイルーム）」や適応指導教室「ステップスクールさかい」の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	学校運営支援事業	学校運営支援員を配置して、教職員の働き方改革の推進や業務負担の軽減を図ります。	
2	教育相談事業	学校に行きたくても行けない児童・生徒に、個に応じた学習活動を進めながら心の安定を図り、学校復帰への援助を行うとともに、その保護者に対して	

		も子どもへの理解や対応に関する教育相談を行います。	
3	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉に関する専門的な知識を生かして、学校だけでは解決ができない複雑化した事例に対して、関係機関と連携し、児童・生徒を取り巻く環境の改善に取り組みます。	

(4) 安全な教育環境の整備

- 児童・生徒が安全に安心して学ぶことができる教育環境を整備します。
- 児童・生徒が、障がいの有無等に関わらず、共に学べる学習環境の確保を図ります。
- 省エネ機器の採用や自然環境に配慮した施設整備を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	小・中学校管理事業	児童・生徒が充実した学校教育を受けることができる教育環境を維持するため、市内24小・中学校施設の適正な管理を行います。	
2	小・中学校施設整備事業	児童・生徒の安全・安心を確保するため、小学校校舎の長寿命化改良工事や中学校体育館の空調設備の設置などを計画的に施設の整備を行うことで教育環境の向上を図ります。また、環境負荷の軽減を図るため、小・中学校の照明LED化を推進します。	◎

(5) 安全で安心な学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食の提供に取り組みます。
- 学校給食を通じて、地産地消、食の大切さや食文化等の食育に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	学校給食管理事業	給食センターと丸岡地区の自校式小学校との連携を図りながら、すべての児童生徒の豊かな心・健やかな体の育成に向け、栄養バランス等を考えた安全で安心な学校給食を提供します。また、地場産食材を使用した給食の提供に努め、地元の食文化への関心理解を深め、望ましい食習慣や幅広い知識の習得に向けた食育を行います。	
2	三国学校給食管理事業	全ての児童生徒の豊かな心・健やかな体の育成に向け、栄養バランス等を考えた安全で安心な学校給食を提供します。また、地場産食材を使用した給食の提供に努め、地元の食文化への関心理解を深め、望ましい食習慣や幅広い知識の習得に向けた食育を行います。	
3	春江坂井学校給食センター管理事業	全ての児童生徒の豊かな心・健やかな体の育成に向け、栄養バランス等を考えた安全で安心な学校給	

		食を提供します。また、地場産食材を使用した給食の提供に努め、地元の食文化への関心理解を深め、望ましい食習慣や幅広い知識の習得に向けた食育を行います。	
--	--	--	--

3-2 社会教育・生涯教育の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
コミュニティセンターで開催された講座の参加者数	13,678 人 (令和 5 年度)	15,000 人 (令和 11 年度)
市立図書館貸出冊数	788,839 冊 (令和 5 年度)	880,000 冊 (令和 11 年度)

(1) 社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進

- 一人一人が自己の教養を深め自己実現が図れるよう、生涯学習機会の充実に取り組み、誰もが豊かな人生を送ることができる社会づくりを推進します。
- 地域やNPO法人、ボランティア団体、大学等と連携を図り、よりよい生活や地域を創る学習活動を推進します。
- こどもと大人がふれあう講座の実施等の世代を越えた交流を促進し、こどもたちの共生する力を育みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	放課後子ども教室事業	地域の参画を得て、ノウハウを共有しながら、すべての児童に対して放課後等に多様な体験活動を提供し、居場所づくりと次代を担う人材育成を図ります。	

(2) コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり

- さまざまな市民がコミュニティセンター内に設置したカフェ等の憩いのスペースを有効活用して行うイベント等を後押しし、誰もが人が集える環境づくりを推進します。
- 地域課題を的確に把握し、市民のニーズを捉えながら、探究学習の視点からまちづくりに繋がる講座等を実施し、学習と交流の場を提供します。
- 地域住民が主役となるふるさと教育を通じて、地域への愛着や誇り、希望や相互理解の醸成を図る場を創出します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	コミュニティセンター運営事業	コミュニティセンター講座、共催講座など、地域の誇りやニーズに沿った講座を開催し、生涯学習の機会を提供することに加え、地域間の交流を促進します。また、コミュニティセンターに子どもの居場所や憩いのスペースを設置し、気軽に利用できる施設運営を行います。	◎
2	社会教育団体補助事業	社会教育団体の活動を支援し、その運営基盤の強化を図り、持続可能な社会教育の推進を図ります。	
3	市民運動推進事業	地域での花壇づくり等市民の自主的かつ創意的に取り組む活動を支援し、住みよいふるさとづくり	

		の推進を図ります。	
4	子ども会育成事業	幼少年期から家庭や学校以外の地域の大人と関わる機会を提供し、地域に根ざした活動体験を通して、子どもの健やかな成長と青少年のリーダーとなる人材育成を推進します。	
5	はたちのつどい事業	20歳になる市民等を対象とし「はたちのつどい」として実施することで、成人としての社会的責任を改めて促し、ふるさと坂井市への想いや地元での活躍、地域貢献への醸成を図ります。	

(3) 地域で育て・見守り・支える青少年の育成

- 市内の豊かな自然に触れ合う体験活動等を提供し、健やかな心身を持つ青少年を育成します。
- 地域の施設を活用し実施する事業等を通じて、小学生と地域の方々とのコミュニティ形成の契機とし、自立性や自主性、協調性を育みます。
- 小中学校と地域が連携強化し、見守り活動や青少年の非行防止活動、家庭教育支援の充実を図り、地域全体でこどもや家庭を見守り育てるための環境づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	わんぱく王国事業	市内の児童が坂井市の豊かな自然を体験できる機会を創出できるよう、地域協働のもと事業を展開し、元気で心豊かな少年を育成します。	◎
2	坂井・延岡ジュニア交流事業（体験型交流による子どもの育成）	宮崎県延岡市との姉妹都市交流事業の一環として、PTAの関係者並びに地域のボランティア等が両市の児童と体験学習を通じて、地域で子どもたちを育てる意識の高揚を図ります。	
3	合宿通学事業	家庭を離れ合宿生活を体験することで、日常における家族への感謝の気持ちや自主性、協調性を育てます。また、地域の方々の協力のもと、子どもと地域の結びつきを図ります。	
4	心の家庭教育支援事業	家庭教育支援員による子どもとの会話や保護者からの相談業務を通じて、子育てに必要な情報や手法を提供するとともに、学校等と連携し、さまざまな角度から家庭教育の支援に取り組みます。	◎
5	青少年育成坂井市民会議事業	地域における、見守り活動や挨拶運動など、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに取り組み、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。	◎

(4) 図書館機能の充実

- 教育・文化に関する領域に留まらず、市民の暮らしや社会に役立つ情報を提供します。
- こどもたちの読書普及活動を推進します。

- 高齢者や障がいを持つ人が利用しやすい読書環境を整備します。
- 記念文庫内の貴重な資料の適正な保存管理に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	子どもの読書活動推進事業	お話し会や、ブックスタート事業、講演会などを通して、子どもが本と出会う機会をつくります。また、読み聞かせボランティアの育成や支援に努めます。	
2	図書館サービス事業	地域における生涯学習の場として、高齢者や障がいを持つ人も図書館を円滑に利用できるようなきめ細やかな対応に努めます。	
3	記念文庫運営事業	偲ぶつどいや講演会などを開催するとともに、記念文庫内資料の適切な保存管理を行い、郷土にゆかりのある文学や歴史を継承していきます。	

3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
丸岡城入場者数	114,600 人 (令和 5 年度)	150,000 人 (令和 11 年度)
坂井市龍翔博物館利用者数 (館外活動参加者等を含む)	17,979 人 (令和 5 年度)	22,000 人 計画期間内(平均)

(1) 文化財の保存と活用

- 「坂井市文化財保存活用地域計画」に基づき、市内文化財の調査や掘り起こしに取り組むとともに、地域団体や観光分野と連携し文化財を活用したまちづくりに取り組みます。
- 三国祭や舟寄踊、日向神楽等の地域に残る無形文化財を後世に伝承するため、活動の記録・保存とともに、文化継承の担い手の確保や育成を支援します。
- 丸岡城の学術調査の成果を広く発信し歴史的文化資産としての価値の周知を図るとともに、丸岡城の本質的価値を明らかにすることを目的とした城山の整備指針となる「丸岡城城山整備基本計画」の策定を進め、天守や城山、周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の確立と観光資源としての魅力の向上に取り組みます。
- 六呂瀬山古墳群をはじめ、埋蔵文化財の保存・出土品等の保存整理と公開活用に必要な施設整備等に取り組みます。
- 龍翔博物館については、歴史・文化遺産に関する資料を収集や保存、調査研究、展示活用する博物館機能を強化するとともに、観光と連携した情報発信機能を高め、交流人口の拡大と地域文化の発展に寄与する拠点となるよう取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域計画事業	文化財の保存・活用に関する分野横断的なマスタープラン兼アクションプランである文化財保存活用地域計画をもとに歴史文化を活かしたまちづくりを推進します。	◎
2	文化財保存管理事業	文化財の保存管理に必要な措置を講じていくとともに、市民への公開や活用を通して文化財保護意識の啓発を行います。	
3	埋蔵文化財発掘調査事業	市内に分布する埋蔵文化財包蔵地に支障をきたさないよう、工事施工業者への周知に心がけるとともに、適切な指導・助言に努めていきます。	
4	丸岡城国宝化推進事業	丸岡城の学術調査の成果を広く周知し、市民が誇りを持てる機運の醸成を図ります。また、丸岡城天守や城山を中心とした周辺部（城郭）の文化財としての価値を高めるため、丸岡城の目指すべき将来像を明確化するとともに、引き続き調査・研究及び整備に取り組みます。	◎
5	坂井市龍翔博物館管理運営事業	坂井市の歴史や文化への関心を高め、健全な教育、学術および文化の発展に寄与するために、市の	

		博物館として適切な施設管理と運営を行います。	
6	坂井市龍翔博物館資料収集・保存事業	坂井市の豊かな歴史や文化に関する資料を収集・保存して、その散逸を防ぎ、未来への遺産として後世に引き継ぎます。	
7	坂井市龍翔博物館調査研究事業	収蔵資料および展示資料等の調査研究を進め、坂井市の歴史や文化に関する研究拠点としていきます。	
8	坂井市龍翔博物館展示および教育普及事業	博物館運営の基盤となる資料収集、調査研究の成果を展示や教育普及事業の内容に反映し、坂井市の歴史や文化をわかりやすく魅力的に伝え、市民や来館者が「楽しく学べる場」を目指します。	◎
9	坂井市龍翔博物館観光連携事業	館に多く収蔵される日本遺産「三国湊」の構成文化財や、東尋坊などの観光資源に恵まれた立地条件を活かし、来館者の誘致拡大を図るとともに、丸岡城をはじめとした市内観光地へと誘導していきます。また、観光と連携した情報発信機能を高め、交流人口の拡大を図る拠点となるよう取り組みます。	◎

(2) 文化芸術活動の振興

- 坂井市文化協会をはじめとする文化団体の活動や後継者育成に対する支援に努めます。
- 文化施設を市民の文化活動の拠点として広く活用してもらうため、各施設の機能や特性を生かし利用促進を図っていきます。
- 一筆啓上日本一短い手紙の館は、「一筆啓上賞」を核に地域に根ざした手紙文化を広く全国に発信していくとともに、手紙に触れる機会を通して郷土に対する誇りや愛着を深めてもらえるよう、学校や地域との連携を図っていきます。
- 優れた芸術作品や様々な文化に触れる機会を創出し、市民の文化・芸術に関する感性と創作意欲の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	文化活動支援事業	日頃の活動成果を発表する文化祭の開催を支援し、文化活動に対する市民の積極的な参加を推進します。また、文化ホールで開催する様々な舞台芸術公演を支援し、文化に触れる機会を提供します。	
2	一筆啓上手紙の館管理運営事業	一筆啓上賞を市内外に発信する施設として、手紙にまつわる様々な企画に取り組みます。また、丸岡城と一体化した来館者の取り込みを図るとともに、市のPRにつなげていきます。	
3	ONOメモリアル管理運営事業	アートの分野で活躍する若者の育成のため、隔年開催の高校生現代アートビエンナーレをはじめ、現代美術等の企画や普及事業を実施します。	

3-4 生涯スポーツの振興

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
坂井市民スポーツ祭等参加者延べ人数	21,263人 (令和5年度)	22,500人 (令和11年度)
市内スポーツ施設の延べ利用者数	913,170人 (令和5年度)	920,000人 (令和11年度)

(1) スポーツ・レクリエーションの振興推進

- 市民一人ひとりが精神的な豊かさや充実を感じられ、生きがいつくりや体力の向上、健康の保持・増進により、生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、ディスクゴルフをはじめ、スポーツやレクリエーション等の生涯スポーツ活動を支援・推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	スポーツ大会運営事業	古城マラソンや市民スポーツ祭などスポーツイベントの開催のほか、各種スポーツ大会の運営に対して助成を行い、スポーツの振興を図ります。 特に「ディスクゴルフ競技」については、国内の「聖地」を目指してより一層の普及を促進します。	◎
2	スポーツ推進委員運営事業	スポーツ推進委員が行うスポーツの実技指導やニュースポーツ教室などの開催を通して生涯スポーツの推進のもと、市民の健康維持と交流を図ります。	
3	部活動地域移行事業	中学校の休日の部活動を段階的に地域へ移行し、持続的なスポーツの推進体制を確立することで中学生のスポーツ活動の機会を確保します。	

(2) トップアスリートの育成

- 競技スポーツの向上には、一貫性のある指導体制による選手育成システムの構築が必要であり、トップレベルの競技者や指導者が活動できる環境の整備を推進します。
- 競技スポーツの振興に寄与する団体を支援し、小学生から高齢者まで競技者の段階的な育成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	スポーツ振興事業	市民に地元の誇りとスポーツ意欲の向上をもたらすトップアスリートの輩出やトップチームを育成するための支援を行います。	

(3) 体育施設の効率的な管理運営

- 市内全スポーツ施設の利用状況や管理経費等を総合的に検証したマネジメント計画を策定し、当該計画に基づき適正かつ効率的な施設整備および維持管理を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	体育施設維持管理事業	体育施設に関するマネジメント計画等に基づき、効率的な管理運営を行います。また、ネーミングライツ等の費用負担を軽減する方策を検討します。	◎
2	体育施設整備事業	施設の利用状況や利用者のニーズを把握し、計画的に改修や修繕など整備工事を行い、安全で快適なスポーツ環境づくりを進めます。	

(4) スポーツツーリズムの促進

- 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を開催した実績とレガシー（遺産）を生かし、各競技の全国大会や国際大会の開催、トップアスリートの合宿誘致等のスポーツツーリズムによる国内外との交流を深めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	スポーツ大会運営事業（再掲）	誘客力や国際力のある各種全国大会や世界大会を積極的に誘致・開催する「坂井市版スポーツツーリズム」を促進し、スポーツによるまちづくりを目指します。	◎

第4章 自然と共生できるまちづくり

数値目標	現状値	目標値
温室効果ガス排出量	845,619t-CO2 (令和2年度)	574,056t-CO2 (令和8年度)

4-1 自然環境の保全と共生

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
ゼロカーボン市民ワークショップ参加者数	—	1,000人 計画期間内(累計)
環境教育授業による問題解決力等の成長者の割合	89.7% (令和5年度)	90% 計画期間内(平均)
太陽光発電の導入数と出力数	24件 500kW (令和6年度)	100件 2,855kW 計画期間内(累計)

(1) 豊かな自然と共生する社会づくりの推進

- 地域や企業、関係団体等と協働しながら、良好な生活環境の維持と身近な自然環境の保全・再生を図ります。
- マイクロプラスチック対策を含めた海洋環境の保全に向けて、関係機関と連携した河川や海岸への漂着ごみの回収・処理の推進や美化意識の向上を図ります。
- 海・川・里・山の豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、動物愛護および生物多様性の確保や緑豊かなまちづくりを推進します。
- 豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム等の世代間・都市間のふれあい体験・交流活動等を進め、自然と共生できるまちづくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	海岸漂着物地域対策推進事業	水辺環境と生態系の保全につなげるため、市民ボランティア及び企業等と協力して九頭竜川河口部や海岸に漂着したごみの処理に取り組みます。	◎
2	環境保全事務事業	地域や企業、関係団体等と協働しながら、自然と共生できるまちづくりを推進します。	◎
3	環境美化事業	海・川・里・山の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民、事業者及び行政が協働し、クリーンキャンペーンを通じて清掃活動を行います。	

(2) 環境について自ら考え行動できる人づくりの推進

- 身近な生活から地球規模の事象まで幅広く地球温暖化や気候変動について理解を深めて、自ら考え取り組んでいけるよう、小中学校での環境教育や環境に関する活動を通じて内発的に動機づけていきます。

- 環境保全活動の推進のため、地域や企業、環境団体との連携を強化するとともに担い手の育成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	環境共生事業	環境基本計画の推進のため、環境保全団体の活動支援、環境教育やゼロカーボン市民ワークショップなどを実施し、市民の環境に対する意識向上と保全活動の広がりにつながる啓発を行います。環境教育では、体験型による親子学習を取り入れ、地球温暖化問題やSDGsに対する意識の醸成を図る事業を行います。	◎

(3) 地球温暖化対策の推進

- 公共施設をはじめ、家庭や事業所における再生可能エネルギーや省エネ化機器等の導入促進を図ります。
- 温室効果ガスの一つである、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理に取り組みます。
- 公用車をはじめ、自家用車、公共交通等への次世代自動車の導入促進等の移動手段にかかる脱炭素化を図ります。
- 地球温暖化による気候変動の影響に対処し、熱中症や災害、農作物への被害を少なくする適応策を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地球温暖化防止対策事業	坂井市脱炭素ロードマップに基づき、本市の地域特性を生かす再生可能エネルギーの導入を推進することで、エネルギーの地産地消並びに温室効果ガス排出量の削減を図ります。これらを強靱に進めていくため、電力事業者、金融機関、市内特定事業所と協定し、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。 また、広い関係者と連携・協力するための産官学勤労言からなるコンソーシアム体制を整え、再エネ導入・省エネ化の推進、脱炭素に向けた企業活動の支援、ワークショップの開催、参加者同士のマッチング、脱炭素を軸にした新たな価値の創造等、多面的な取組を推し進めます。	◎

4-2 循環型社会の構築

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
市民1人1日あたりごみ排出量	793g (令和5年度)	613g (令和11年度)
フードドライブ事業	—	5トン 計画期間内(累計)

(1) ごみの減量化及び再資源化の推進

- 資源ごみ分別収集や民間の力を活用し、3Rにリフューズ（ごみになるものを断る）、リペア（修理）を加えた5R活動の推進を図りながら循環型社会の実現を図ります。
- 食品ロスの削減やごみの3きり運動（水きり・使いきり・食べきり）をはじめとしたごみの減量化に向けて、市民や企業に普及啓発を行い、意識の向上を図ります。
- 正しいごみの分別方法や収集日等を多言語対応したアプリケーションを使って周知していきます。
- 高齢化社会に対応したごみの出し方について、市民ワークショップやアンケートを通して、より効率的で負担の少ない方法を調査研究し、衛生的で環境に優しいきれいなまちを目指します。
- 広域で運営している廃棄物処理施設の安定的な運営が図れるよう、長寿命化に向けた施設の適正管理と処理能力確保を図ります。
- 資源循環の促進等に関する法律に基づいたプラスチックごみの分別収集や再商品化につながる取り組みを強化します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	一般廃棄物収集処理事業（効率的で負担の少ない収集体制の推進）	第二次一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の分別やリサイクルを促進し、スーパー等と連携した店頭回収を取り入れながら、ごみ減量および収集体制の改善に向けた取り組みを行います。	
2	新規 一般廃棄物収集処理事業（環境にやさしい生活様式の実践と定着）	食品ロス削減を着実に進めるため、市民、企業等と連携したイベントの開催や広報を通じて「食」を大切に、食品ロスを出さない環境にやさしい生活様式の実践と定着を図ります。また、食品ロス対策と同時に生活に困る世帯を支援するフードドライブを実施していきます。	

(2) 不適正処理の防止

- 不法投棄の早期発見や再発防止対策に向け、定期的なパトロールの実施や監視体制の強化を継続していきます。
- 適正なごみの排出やごみのポイ捨て、5R意識の向上等のごみに関する意識の醸成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	一般廃棄物収集処理事業（廃棄物の適正処理の推進）	パトロールや看板設置などを行い不法投棄の早期発見や防止に取り組みます。また、一般廃棄物の適正な分別、収集・運搬、処分等により公衆衛生の向上を図るとともに、5Rの推進を図ります。	

4-3 生活環境の保全と充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
条例等で定められた規制値の超過企業数	3件 (令和5年度)	0件 (令和11年度)

(1) 公害防止対策の推進

- 公害の発生のおそれがある施設や企業に対し、公害防止協定の締結とともに、規制や基準の徹底、適正な管理、改善指導等を行います。
- ダイオキシン類や農薬等に含まれる有害化学物質の発生抑制に努めます。
- PM2.5、光化学スモッグ等の公害に関する情報については、速やかに注意喚起を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	公害対策事業（公害の未然防止）	公害の未然防止と市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保するために、大気や水質等の調査分析、協定事業所等との協定項目を定期的、継続的に調査分析を実施し、必要に応じて指導などの対応を行います。	

(2) 良好な生活環境の維持・保全

- 騒音・悪臭・振動等の感覚公害の発生防止の取り組みや空き地の繁茂する雑草の適切な対応の呼びかけ等の健全な生活環境の確保を図ります。
- 各種法令に基づく指導の徹底や、不適切な野外でのごみの焼却等に対応します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	公害対策事業（健全な生活環境の確保）	自然環境、生活環境の保全を図るため、大気汚染常時監視、河川水・地下水・工場排水の水質測定及び工場排出悪臭物質測定などを実施し、必要に応じて指導などの対応を行います。	

4-4 美しい景観資源の活用

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
景観まちづくり事業補助事業活用件数	2件 (令和2~5年度平均)	3件 計画期間内(平均)

(1) ふるさとを感じられる景観の継承

- 三国湊地区、丸岡城周辺地区の特定景観区域をはじめ、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導し、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。
- 歴史文化を生かしたまちづくりを進めるため、歴史的風致形成建造物等の保存や無電柱化・道路美装化等を行い、地域の愛着を醸成する好循環を生み出します。
- 坂井平野に広がる田園風景は、“坂井市らしさ”の根幹をなす景観であり、優良農地の適切な管理、景観に配慮した農業用施設の整備に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次世代に引き継いでいきます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	景観まちづくり事業 (屋外広告物の適正な管理)	「美しいふるさと坂井」への実現に向け、景観計画と併せて屋外広告物等の適正な規制・誘導を図ります。	

(2) 未来につながる美しい景観の創造

- 関係法令に基づく諸制度を活用し、市街地の良好な街並みの整備を図ります。
- ゆとりと潤いを感じることができる生活環境を創出するため、自然環境や歴史、文化等の受け継いできた地域資源を生かしつつ、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	景観まちづくり事業 (特定景観区域等における修景事業の促進)	特定景観計画区域において景観に配慮した建築物に対し補助し、今後においても景観向上を誘導していきます。	
2	サイン整備事業	市としての一体感を高めるとともに来訪者の利便性向上を図るため、公共サインの充実と統一のある整備を進めます	

第5章 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり

数値目標	現状値	目標値
製造品出荷額等	3,821 億円 (令和 5 年度)	4,200 億円 (令和 11 年度)
観光消費額	238 億円 (令和 5 年)	310 億円 (令和 7 年)

5-1 農林水産業の振興

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
新規就農者数	22 人 (令和 5 年度)	34 人 (令和 11 年度)
漁業生産量(底引き網漁業、沿岸漁業の合計)	394トン (令和 2~5 年平均)	394トン (令和 11 年)
坂井地区木材出荷量(材積)	33,434 m ³ /年 (令和 5 年度)	35,000 m ³ /年 (令和 11 年度)
漁業従事者数	96 人 (令和 5 年度)	98 人 (令和 11 年度)
担い手による耕作面積	4,752ha (令和 6 年度)	5,137ha (令和 11 年度)

(1) 持続可能な農林水産業の推進

- 経営的な視点を持った農林漁業者の育成とともに、U I J ターン者や他分野からの新規参入者等の多様な担い手の確保に向けた取り組みを推進します。
- スマート農業技術を活用し、誰もが取り組みやすい超省力・高品質生産を実現します。
- 農業の経営基盤の強化に向けて、農地の規模拡大や集約化に取り組み、大型機械の導入による省力化・効率化を図るとともに、家族経営等の小規模農家も含め、多様な農業を推進します。
- 地域資源を活用し、所得・雇用の増大や後継者の確保のため、農林水産業の6次産業化による活性化に向けた取り組みを推進します。
- 森林が持つ多面的機能を発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進します。
- 漁業生産量の維持・向上を図るため、漁場環境や水産資源の保全、漁業設備の充実等に取り組みます。
- 水産物の流通拠点である三国港市場を活性化し、漁業者の利便性確保と地域消費者への安定供給機能の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	新規就農者定住促進支援事業	就農研修時や就農初期の新規就農者(市外出身)の、生活基盤確保や早期の経営安定化を図ります。	◎

2	農業次世代人材投資事業	後継者及び新規就農者を確保するため、経営の不安定な初期段階の青年就農者を継続的に支援します。	◎
3	新規就農サポート事業	就農初期の生活基盤が不安定な新規就農者の早期の経営を回り、農業経営に必要な様々な負担を軽減します。	◎
4	水産業経営安定事業	漁業の担い手の確保及び育成や漁家経営の安定化のための、各種補助事業の実施により、漁業生産基盤の強化を図ります。	◎
5	水産業振興事務事業	水産物の流通拠点である三国港市場を活性化し、漁業者の利便性確保と地域消費者への安定供給機能の向上を図ります。	◎
6	水田農業大規模化・園芸導入事業	経営規模の拡大や園芸導入を目指す認定農業者等の、機械や施設導入に要する経費を支援します。また、生産効率の向上や、省人化、軽労化のため、スマート農業への取り組みを支援します。	
7	地域担い手づくり整備事業	主体的な経営展開を支援するため、地域計画を策定した地域の中心経営体（認定農業者・認定新規就農者）等に対し、農業機械等を購入する際の融資残に対し補助金を交付します。	
8	園芸産地総合整備事業	園芸産地育成の推進を図るため、園芸戦略品目、高収益園芸品目等の生産に取り組む認定農業者が行う施設、機械及び設備の整備に要する経費を支援します。	
9	三里浜砂丘地園芸産地育成事業	新規就農者等への初期投資軽減、施設整備による生産拡大や低コスト高品質栽培を図るとともに、園芸産地の核となる経営体の育成、施設・機械等の支援による生産出荷体制づくりを推進します。	◎
10	6次産業化推進事業	豊かな自然と産業、特産品を活用し、生産基盤の強化と加工等の経営展開ができる環境整備に取り組めます。また、産官学の連携や、農業者が新たに農産物の加工に取り組む事業を推進します。	◎
11	漁港施設管理事業	漁港施設の長寿命化のための補修・修繕を計画的に行い、漁港機能の維持を図ります。	
12	栽培漁業自立支援事業	水産資源の持続的な利用を図るため、種苗の育成・放流を行います。またバフンウニ陸上養殖の取り組みを支援します。	◎
13	農地利用の最適化の推進	農地パトロール等による遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地利用の集積・集約化、新規農業者参入の促進など農地利用の最適化を推進します。	
14	農業制度資金利子補給事業	対象者の償還期間が完了するまで、利子補給を継続します。	
15	畜産経営基盤強化支援事業	若手の経営者が経営規模拡大のために行う畜舎の増改築、後継者への円滑な経営継承のために省力	

		機械を導入する等の意欲的な取組みを支援します。	
16	農業再生協議会補助事業	国の経営所得安定交付金を十分活用し、農業者に対する制度の周知・活用を行います。	
17	農地事務事業	農業農村整備事業を円滑に推進します。	
18	水産多面的機能発揮対策事業	藻場の保全や海洋汚染の原因となる漂流、漂着物の処理等の水産業・漁村の多面的機能能力発揮に資する地域活動を支援します。	
19	農業者年金受給資格の点検及び加入推進活動の実施	農業者年金受給資格の点検及び加入推進活動を実施します。	
20	森林整備事業（経済林における森林の整備）	森林の有する多面的機能の更なる発揮のため、森林環境譲与税を有効に活用し、持続的な森林整備に努めます。	
21	林道維持管理事業	森林機能の確保と森林資源の活用保全に資する森林内の作業を容易にするため、林道の適正な維持管理を行います。	
22	県単林道事業	林業従事者や利用者の利便性の向上と安全性の確保を図るため、林道の改良工事を実施します。	
23	浅海漁場改善事業	浅海漁場における水域環境の保全や水産資源の生息場の環境修復等の取り組みを実施し、生産力の回復を図ります。	
24	小規模漁場保全事業	沿岸・沖合漁場における水域環境の保全や水産資源の生息場の環境修復等の取り組みを実施し、生産力の回復を図ります。	
25	小さな水稻農家応援事業	農地保全に重要な存在となっている小規模農家に対し、経営を継続し維持発展させるための支援を行う	
26	新規 循環型社会推進事業	化学肥料の原材料高騰等の農業課題の解決に積極的に取り組み、経営改善を行う農家を支援します。	◎

（２）農地・森林の環境の保持

- 農地の利用状況調査による遊休農地の解消や、管理放棄森林の調査等による森林の荒廃解消、山林の伐採後の適正な造林による森林環境の維持に努めます。
- 坂井市鳥獣被害防止計画に基づきデジタルを活用した捕獲方法を導入するとともに捕獲檻・柵等の設置を促進する等の鳥獣による被害の防止と捕獲の担い手の育成を図ります。
- 松林の維持・保全を図るため、対象区域の害虫駆除対策を進めるとともに、抵抗性黒松等を植栽し環境改善に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
-----	-----	------	------

1	中山間地域等直接支払交付金事業	自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備及び耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能を確保します。	
2	三里浜砂丘地営農推進協議会運営事業	協議会の運営に要する経費を負担し、三里浜砂丘地の円滑かつ効率的な園芸振興の推進を図ります。	
3	坂井北部丘陵地農業団地センター管理運営事業	丘陵地営農推進協議会へ助成を行い、坂井北部丘陵地における遊休農地及び耕作放棄地の減少を図ります。	
4	有害鳥獣捕獲事業	有害鳥獣の捕獲及び農地への侵入防止に係る事業を実施します。	◎
5	松くい虫防除事業	景観・生活環境に対して重要な役割を果たしている松林について防除事業(地上散布・特別伐倒駆除・樹幹注入)の継続的な実施により松くい虫による被害を抑制していきます。	
6	松林健全化促進事業	松くい虫被害により森林資源の減少した松林等に、抵抗性マツの植栽等を実施し、健全な松林の維持再生を図ります。	
7	森林・山村地域活性化振興対策事業	集落活動等として集落周辺の里山林を活用する取組を確保するため、活動組織が林業技術等を取得し、整備活用していくまでの支援を行います。	
8	県単小規模土地改良事業	土地改良事業により造成された施設の整備・補修を行います。	
9	市単小規模土地改良事業	多面的機能支払交付金事業・県単小規模土地改良事業で採択できなかった農地、水利等に関する整備を実施します。	
10	地域水利施設活用事業(国営造成)	国営で造成された農業水利施設の持つ多面的機能を発揮するために必要な管理体制の整備に要する経費に対して助成します。	
11	排水機場維持管理事業	大雨等による農地等の冠水を防止するため、排水機場の運転に要する経費を支援します。	
12	基幹水利施設ストックマネジメント事業	幹線水路等の基幹的施設を補修し、施設の機能維持・安全性を保つための土地改良事業(基幹水利施設ストックマネジメント事業)に係る県営事業負担金を支出します。	
13	県単農業農村整備事業	県営国庫補助事業(本体事業)と一体的に整備することにより、本体事業の効果の早期発現を図ります。	
14	県営農村災害対策整備事業	農村地域の防災対策を図る土地改良事業(農村災害対策整備事業)に係る県営事業負担金を支出します。	
15	県営湛水防除事業	農村地域の浸水対策を図る土地改良事業(湛水防除事業)に係る県営事業負担金を支出します。	
16	土地改良区支援事業	坂井市土地改良合同事務所に加入している土地	

		改良区及び坂井北部土地改良区の人件費等について助成します。	
17	県有土地改良財産管理事業	県から管理委託を受けている県営事業で造成された広域農道等の県有財産を、良好に維持管理します。	
18	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良連合会の補助事業で、各土地改良区が実施する施設の補修等に対し、費用の一部を補助します。	
19	多面的機能支払交付金事業	地域住民が一体となった農地・農業用排水・農村環境を守る活動を支援し、地域共同活動の新しい枠組みづくりを促進し、農業用施設の長寿命化のための活動を支援します。	
20	地域用水機能増進事業	パイプライン上部利用に係る経費について、九頭竜川下流域農業用水再編推進協議会（九頭竜川鳴鹿土地改良区）に対し負担します。	
21	農村振興総合整備統合補助事業	用排水、農道、ほ場整備等の農業用施設整備工事（主に高速交通事業に伴う工事）を、国及び県の補助を得ながら実施します。	
22	県営土地改良事業費等計画調査事業	土地改良事業新規採択に向け、市や各土地改良区が申請する県営土地改良事業採択申請に係る実施計画策定に対し支援します。	

（３）安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上

- 坂井市で産出される高品質の農林水産物や畜産物のブランド力を強化するとともに特産化を進め、坂井市の知名度の向上を図ります。
- 地産地消の取り組みのほか、生産者と消費者のふれあいや食についての理解を深める機会の充実により、消費拡大を図ります。
- 農業用水のパイプライン化に伴う水質向上による坂井市産の高品質、高食味米をPRし、安全・安心な米の消費拡大を推進します。
- 鳥獣被害および家畜伝染病対策に努め、消費者に安全・安心な食を供給できる体制づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	環境保全型農業直接支払交付金事業	環境保全に効果の高い営農活動の普及促進を図り、環境保全型農業に取り組む農業者に対して助成します。	
2	農業振興事務事業（物産展の開催）	物産展を開催し、観光客等に市の特産物を紹介します。	◎
3	さかい米普及拡大促進事業（地産地消の推進）	「坂井市米の消費拡大等の推進に関する条例」の基本方針に基づき、坂井市産米の消費拡大の推進に関する施策を市民、生産者及び事業者と連携し、総合的かつ計画的に実施するとともに、その魅力を全	◎

		国に向けてPRすることに努めます。	
4	素牛導入助成事業	県内最大の畜産地域として、若狭牛等の素牛導入事業費を支援します。	◎
5	魚食普及・地産地消推進事業	魚の捌き方教室や地魚を利用した料理教室の開催等を通じて魚食の普及と地産地消を推進するとともに、地元水産物の特産化を目指した加工品の開発により消費の拡大を図ります。	◎
6	水産業振興イベント事業	魚食普及のために坂井市で獲れた魚を直接消費者に販売するイベントを行います。	
7	特産そば振興事業	イベント等を通じ、「丸岡そば」の高品質化、高付加価値化をアピールし、消費拡大、知名度の向上を図ります。	
8	野菜生産価格安定事業	天候、作柄等により短期的に価格変動が生じやすい野菜の、市場価格が著しく低落した場合に、一定の割合の補填金を交付します。	
9	伝統の福井野菜対策事業（再掲）	伝統野菜である「三年子らっきょう」や「越前白茎ごぼう」の作付け継続と普及拡大を図ります。	
10	病虫害防除事業	河川周辺等の共同防除を行う薬剤の購入に要する経費に対し助成を行います。	
11	災害復旧事業	被災した土地改良施設を管轄する土地改良区に対して、災害復旧をするための補助を行います。	
12	家畜衛生防疫事業	獣医師による防疫事業と環境衛生事業を行い、畜産農家の負担を軽減し、坂井市の畜産業の振興を図ります。	
13	農業者労働災害共済事業	農作業中の事故による傷病で農業経営が困難になった農業者の生活を守るため、農作業中の傷病に対して共済金を支給します。	
14	農業者労働災害共済基金	農労災の運営は、加入者の掛金のほか基金によって行われており、基金会計から一般会計への歳入や、基金利子の処理など、会計課の指示に従って適切に基金管理を行います。	
15	食料産業ハサップ事業	海外の市場に販路を拡大するために必要なハサップ認証取得のための設備投資に取り組む事業者を支援します。	

（４）農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興

- 農林水産業の体験やグリーンツーリズム・エコツーリズム等の豊かな自然と触れ合うことのできる場を観光資源として活用し、農林漁業者の収益拡大や地域の活性化を図ります。
- 「越前がに」・「ふくい甘えび」・「三年子らっきょう」・「若狭牛」「丸岡産そば」等の地域ブランドを守り、育てる体制を強化し、観光産業との連携による農林水産物の有効活用を図るとともに、地域への経済波及を促します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	越前がにブランド化事業	三国産の越前がにのブランド力の保持・向上を図り、観光資源として有効活用することにより地域振興に繋がります。	◎
2	ゆりの里公園管理運営事業（施設の利用促進と地域の活性化）	施設の適正な維持管理と、新しくなった施設を利用した企画・イベントの実施や、直売所やレストランで地元農産物を提供することにより、施設の利用促進や地域の活性化、市花及び地元農産物のPRを図ります。	◎
3	園芸作物振興対策事業	農業協同組合が運営している水田で、小学生が水稲や白茎ごぼうの栽培体験を行うことに対し、経費の1/2を予算内で補助します。	
4	内水面漁業振興事業	淡水魚の放流事業を通して児童に竹田川の生態系、遊漁の楽しさを教育するとともに、漁場の監視や整備を行います。	
5	坂井地域交流センター管理運営事業	施設のリニューアルを十分に活かし、農産物直売所の充実、SNS等を利用した広告宣伝の強化、魅力ある体験教室の開催により、さらなる交流人口の増加に寄与していきます。	

5-2 商工業の振興

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
企業誘致件数	9件 (令和5年度)	25件 計画期間内(累計)
坂井市商工会新規加入数	76件 (令和2~5年度平均)	300件 計画期間内(累計)
新規創業支援事業補助件数	7件 (令和5年度)	40件 計画期間内(累計)

(1) 商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成

- 市商工会や金融機関等と連携を図り、事業者の事業継続や事業拡大、起業、事業承継等を支援します。
- 中小企業等が、空き家や空き店舗等を活用して行う事業経営を支援します。
- 商店街振興組合等の各種団体の賑わい創出の取り組みを支援することで、市内での消費喚起や商店街振興を図り、地域経済の好循環の実現を目指します。
- 地域全体の生産性や競争力の向上を図るため、関係機関と連携してDX化に関する研修会等の実施やDX導入による業務の効率化とサービスの向上を図る事業者を支援し、消費者の利便性向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域商業活性化事業	人口減少、少子高齢化、経営者の高齢化や人手不足、また大型店舗の進出等、商店街の存続に及ぼす影響が様々あります。このような中、地元事業者が継続的で安定的な事業運営ができるよう支援していきます。	◎
2	商工会活動助成事業	①会員増強の推進と組織基盤の充実・強化 ②経営発達支援事業の遂行 ③新規創業・後継者対策・経営革新等の促進を重点事業として商工会活動を支援します。	
3	中小企業経営支援事業	市内の中小企業者等に対し、資金を低利で融資し、その際の保証料を補給します。また、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を借り入れた事業者に対し利子を補給することにより、中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図ります。	

(2) 地域に根差す産業の支援の充実

- 繊維産業等の地場産業の振興に向けて、異業種との連携による新技術や新商品の開発や生産性向上を図る設備投資を支援し、産官学が連携した取り組みを行い、競争力の強化を図ります。
- 伝統的なものづくりを担う職人の技術の継承や、担い手の確保・育成を図るため技術習

得への助成等の担い手の育成を支援します。

- 各種産業展示会への出展や中小企業の新しい取り組みを支援することで、販路の拡大・開拓や経営改革等による収益力の強化や新規創業への機運の醸成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	中小企業振興支援事業	市内中小企業が行う人材育成に係る経費や新商品及び技術開発等に要する経費、生産性向上を図る設備投資等に対して支援し、販路拡大やものづくりの推進による中小企業の持続的な運営と発展を支援します。 また、起業家の育成を強化することで、新たなビジネスの創出を推進し地域経済の活性化を図ります。	◎

(3) 企業誘致の推進、新規産業の創出支援

- 企業立地奨励金制度や融資制度の強化・拡充、設備投資の支援等をし、成長産業の企業誘致や企業経営の安定化や体質強化、生産性の向上を図ります。
- 県やふくい産業支援センター、坂井市商工会等と連携し、新たなビジネスチャレンジや起業の機会を創出します。
- 国や試験研究機関、県内大学、企業、北陸デジタルものづくりセンター（産総研）等との産官学連携を強化し、企業の技術・新製品等の開発および新規産業の創出を支援します。
- テクノポート福井への企業誘致や福井港への貨物船やクルーズ船の寄港促進を図り、工業港としての付加価値を高めるとともに、新たな港湾エリアとして魅力と賑わいを創出します。
- 北陸自動車道丸岡インターチェンジや福井港等、物流拠点を生かした陸上および海上の貨物の流通機能の強化を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	企業立地促進事業	企業誘致は市内産業の活性化をはじめ、雇用機会の確保、市財政の安定化にも寄与するものであり、重要な施策であります。今後も、経済情勢等を注視しながら、成長産業やIT産業、旅館・ホテル業等の誘致活動を県と一体となって推進します。	◎
2	クルーズ船誘致事業	県や福井港振興協会と連携して、船社への営業活動を行ってクルーズ船の誘致活動に努めます。	

5-3 観光の振興

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
観光客入込数	4,440,000 人 (令和 5 年)	— ※参考値 6,000,000 人(令和 7 年)
市内宿泊者数	223,000 人 (令和 5 年)	— ※参考値 220,000 人(令和 7 年)

※令和 7 年度に坂井市観光ビジョン戦略基本計画改定後に目標値を設定。参考値は坂井市観光ビジョン戦略基本計画（2019-2023）。

（1）観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応

- 本市の代表的な観光地である東尋坊や丸岡城、三国湊をはじめ、海浜自然公園や竹田地区等の魅力を高めるため、文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用を図るとともに、観光拠点施設の設置等の再整備を推進し、賑わい創出と快適な観光地づくりに取り組みます。
- ゆりの里公園の利活用を推進するため、定期的なイベントの開催や農産物直売所での新鮮な地場産品の提供等の新しい魅力を創出し、年間を通じた誘客を図ります。
- 優れたロケーションや四季折々の食材に恵まれた東尋坊三国温泉の魅力発信に努め、ブランド確立による他の温泉地との差別化を図ります。
- 周辺自治体や関係団体と連携し滞在型観光を促進するほか、豊かな食や四季の彩等の地域資源の魅力発信や新たなイベント創出を通じた誘客力強化、教育旅行・学生合宿の誘致等の新しい観光客の取り込みを強化します。
- 自然や歴史、文化財等の豊かな資源を生かした体験プログラムの造成支援に努め、観光客の満足度向上を目指します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	周遊・滞在型観光推進事業	北陸新幹線敦賀延伸開業後においても持続可能な観光地域づくりを目指し、観光客が広域的に周遊できるような仕組みづくりに取り組みます。	◎
2	東尋坊再整備事業	「環境共生」を基本理念に、新しい魅力づくりや集客力アップに向けて、県、市、地元商店街事業者や地元住民と一体となった再整備を推進します。	◎
3	丸岡城観光情報センター管理運営事業	丸岡城を訪れる観光客に対し、丸岡町の観光情報拠点施設として積極的に観光案内、観光 PR を実施し、市内の観光周遊を促すとともに、市内の特産品等の販売を行うことで、本市の魅力拡大に努めます。	
4	三国まちなか観光施設管理運営事業	文化財の保護と地域社会への貢献はもちろんのこと、施設の魅力向上と集客力の強化により、観光地として地域経済の活性化を担う拠点としていきます。	
5	たけだの里運営管理事業	ちくちくぼんぼん、たけくらべ広場、丸岡温泉た	

	業	けくらべなど、竹田地区に点在する観光施設の磨き上げ、施設間連携などにより、竹田の里全体で地域を盛り上げていく体制づくりを行い、更なる地域の魅力向上を図っていきます。	
6	ゆりの里公園管理運営事業（体験交流型イベントの開催）	観光客と地域住民が交流できるイベントの開催や、地域資源を活用した体験型農業の観光メニューを揃えるなど、年間を通じた集客力の向上に努めます。	◎
7	ゆあぼ〜と管理運営事業	三国温泉ゆあぼ〜とを適切に管理運営し、温泉施設として観光客や市民に対し憩いの場を提供するとともに、本市の食や自然景観をPRする観光施設としても寄与していきます。	
8	温泉施設整備基金	市の財政状況を踏まえた上で、できる限り安定的な財源となるよう确实有利な方法により運用を行います。	
9	観光事務事業	市が参加する広域観光組織や、「丸岡城桜まつり」「三国湊かにまつり」など観光団体等が実施する事業に対して、その経費の一部を支援することにより、各観光団体との連携を強めながら、本市の観光振興を図ります。	
10	観光ビジョン戦略事業	豊富な観光資源を生かしながら、坂井市観光ビジョン戦略基本計画に掲げる理想的な観光地域づくりを進め、観光による交流人口や関係人口の増加と地域経済の好循環の拡大を目指します。	
11	三国花火大会事業	花火大会の開催に支援し、将来的に三国花火大会が継続していける体制づくりの強化と安全で安心はもとより、観覧者のマナー向上を訴え続けクリーンな花火大会を目指します。	
12	自然環境保全用地管理事業	越前加賀海岸国定公園に指定されている、三国地区内の海岸線の優れた自然環境の保全を図ります。	
13	観光施設維持管理事業	市民及び観光客が安全で快適に利用できるよう、市内観光施設の適切な維持管理を図ります。	
14	海浜自然公園維持管理事業	坂井市海浜自然公園を適切に管理運営することにより、市民が自然に親しむ場を提供するとともに、野外におけるレクリエーション活動等の振興を図ります。	
15	海水浴場等維持管理事業	市内にある三国サンセットビーチ及び浜地海水浴場について、環境美化や安全性の確保等良好な状態に保ち、海水浴客の利便性の向上を図ります。	
16	DMO さかい観光局支援事業	多種多様な事業者、市民、まちづくりが連携した観光地域づくりのプラットフォーム「一般社団法人DMOさかい観光局」を支援し、マーケティングやマネジメントを行う観光戦略の展開に強力なリーダーシップを持つ組織への転換を図るとともに多角的な情報発信への取り組みを促進します。	

17	丸岡城周辺整備事業	令和3年度において策定された丸岡城周辺整備基本計画に基づき、文化財、観光資源としての「丸岡城」の価値をさらに高めるとともに、公共施設の集約化など城周辺の整備を行うことで、賑わい創出や新たな誘客を目指します。	◎
18	北前船日本遺産活用推進事業	江戸から明治時代にかけて北前船交易によって繁栄した三国湊を支えた19の構成文化財を群としてつなぎ、そのストーリーを国内外に発信することで、観光誘客の促進や地域の活性化につなげます。	
19	観光資源・地域資源強化事業	多様かつ魅力的な宿泊施設の整備に支援すること、また学生合宿者に対し宿泊費や地域活動費を支援することなどの取り組みにより、市内の周遊性を高め、誘客促進につなげます。	
20	海浜自然公園再整備事業	「海浜自然公園を日本海側一番のアウトドアスポットに！」をコンセプトに様々な利用者が安全・安心・快適に利用できるコンテンツへと改修します。	◎

(2) 広域交通網の活用推進

- 市外の主要駅や空港等を結ぶ広域交通網を活用し、アクセス時間の短縮等の利便性向上を図ります。
- 周辺市町や交通事業者と連携を強化し、利用しやすい地域内交通の整備を進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	道の駅管理運営事業	道の駅みくに及びさかいの施設修繕及び適正な維持管理を実施します	

(3) インバウンドの受け入れ体制の整備

- デジタル技術等の最先端システムを導入する等の外国人旅行者のニーズ・動向を把握しながら適確な情報発信と受け入れ環境の整備を進めます。
- 宿泊業や観光業等の事業者と協力して、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	越前加賀インバウンド推進事業	4市1町(あわら市、勝山市、坂井市、永平寺町、加賀市)の観光資源を結び付け、魅力の向上を図りながら、広域的旅行ルートを造成し、東アジアや東南アジアなど海外に対して滞在型観光誘客を推進します。	◎

(4) 観光情報の整理と効果的な発信

- 観光情報提供に関するサービスの向上を図るため、PR動画の作成、SNSの活用等のインターネットを活用したタイムリーかつ効果的な情報発信を強化します。
- 首都圏への効果的な観光情報発信を行い、本市への誘客に努めます。
- 全国に丸岡城をPRするとともに、日本一短い手紙の館や丸岡城観光情報センターとも連携し、季節ごとの情報発信を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	観光PR事業	首都圏で開催される商談会やイベントで本市の魅力をPRし、誘客に努めます。	
2	DMO さかい観光局支援事業（観光情報の発信）	多種多様な事業者、市民、まちづくりが連携した観光地域づくりのプラットフォーム「一般社団法人DMOさかい観光局」を支援し、マーケティングやマネジメントを行う観光戦略の展開に強力なリーダーシップを持つ組織への転換を図るとともに多角的な情報発信への取り組みを促進します。	◎

(5) 観光地域づくりのための組織形成と人材育成

- 官民連携の取り組みを推進するとともに、DMOさかい観光局が中心となり、観光地域づくりを行う多様な関係者の合意形成、マーケティングデータの収集とデータに基づいたブランディング、プロモーションの強化を図ります。
- 観光客の幅広いニーズに応えるために研修会・セミナー等を積極的に開催し、観光ガイドの育成に努めます。
- 地域の特色ある人材や関係者をつなぐことで、観光客の満足度を高め、交流人口・関係人口の増加を目指し、地域経済の好循環と地域の活性化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	DMO さかい観光局支援事業（観光を担う組織づくりと人材育成）	多種多様な事業者、市民、まちづくりが連携した観光地域づくりのプラットフォーム「一般社団法人DMOさかい観光局」を支援し、マーケティングやマネジメントを行う観光戦略の展開に強力なリーダーシップを持つ組織への転換を図るとともに地域の担い手の掘り起こしにも努めます。	◎

5-4 働く環境の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
坂井市シルバー人材センター登録者数	989人 (令和5年度)	1,060人 (令和11年度)
外国人材の活用支援数	0件 (令和5年度)	15件 計画期間内(累計)

(1) 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実

- 労働者の就労機会の確保、定着・雇用の安定を図るため、福井労働局や県および関係機関等との連携を強化しながら雇用支援策を推進します。
- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出に取り組むとともに、UIJターン就職の促進を図ります。
- 職業相談や離職者・転職希望者を対象とした相談会を開催し、安定的に働ける就労の場の確保を推進します。
- 公共職業安定所と連携し、子育て中の女性のための職業支援や子育て支援セミナー開催等の情報を発信し、働く女性に対しての雇用対策を推進します。
- 高齢者の就労機会の確保を図るとともに、働きやすい環境づくりを推進し、生きがいくくりや地域社会への参画についても支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	労働事務事業（雇用・労働環境の改善と就労支援の強化）	福井労働局やハローワーク三国をはじめ県等と連携・協力を強化しつつ、それぞれの果たすべき役割を認識しながら、雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図っていきます。	
2	イクボス推進事業（再掲）	ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、女性がより活躍できる職場環境の充実へとつながる「イクボス」の推進に努めます。	◎
3	人材確保・活用等支援事業	就職希望者に対し市内企業情報の周知を図るとともに就労定着を促進します。また、市内の企業が、市内居住の非正規雇用労働者を正規雇用に変換した場合や育児休業取得者を原職に復帰させた場合に支援します。	◎
4	新規就農者定住促進支援事業（再掲）	就農研修時や就農初期の新規就農者（市外出身）の、生活基盤確保や早期の経営安定化を図ります。	◎
5	農業次世代人材投資事業（再掲）	後継者及び新規就農者を確保するため、経営の不安定な初期段階の青年就農者を継続的に支援します。	
6	新規就農サポート事業（再掲）	就農初期の生活基盤が不安定な新規就農者の早期の経営を図り、農業経営に必要な様々な負担を軽減します。	◎
7	シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の規	

	事業	定に基づく、国及び地方公共団体が担うべき公共性の高い、高年齢者等の雇用機会の確保を図っていることから、国が示す基準に照らし継続して行っています。	
--	----	--	--

(2) 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現

- 人材確保に向けて、事業者の取り組みを支援します。
- 中小企業の生産性の向上と業務の効率化、高いスキルや専門性を持った副業人材の活用を促進します。
- 市内企業の外国人労働者受け入れについては、県等の関係機関と連携を図りながら受け入れ環境の整備を推進します。
- 市商工会等の関係団体、事業者と連携し、新規創業や6次産業化等の市内産業の高度化・魅力向上の取り組みを推進し、多様で魅力的な就労の場の創出、人材確保の円滑化に繋がります。
- ライフスタイルや制約に応じた多様な働き方の実現に取り組むため、働き方に関する意識改革を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	人材確保・活用等支援事業	福井労働局やハローワーク三国をはじめ県等と連携・協力し、人手不足解消のため人材確保・活用等の支援強化を図ります。	◎

第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

数値目標	現状値	目標値
住みよいと思う市民の割合	79.5% (令和5年度)	81.8% (令和10年度)

6-1 災害に強いまちづくりの推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
自主防災組織活動率	60.2% (令和6年度)	80% (令和11年度)
坂井市防災訓練参加人数	16,623人 (令和5年度)	20,000人 (令和11年度)

(1) 治山・治水対策による災害の未然防止

- 水源の涵養や土砂災害を防止する機能をもつ森林の適正な管理を推進することにより、雨水の急速な流下を抑え、土砂崩れや水害等の発生防止を図ります。
- 梅雨時期や台風、線状降水帯等の大雨により、市内各所、特に市街地での浸水が見られることから、河川や都市排水等の改修をはじめ、田んぼダムの整備を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	森林整備事業（多面的機能林における森林の整備）	森林を適正に管理することにより、土砂災害等の発生を抑制します。	
2	河川事務事業	河川管理施設の適正な維持管理を実施します。	
3	田んぼダム利活用促進事業	流域治水対策の一つとして「田んぼダム」の実施に向けた、調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新、排水口の整備を支援し氾濫をできるだけ防ぐことを図ります。	◎

(2) 総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進

- 地域防災計画に基づき災害対策を進めるとともに「自助」「共助」「公助」の考え方を基本とした総合的な防災・減災対策の検討と環境の整備を推進します。
- 災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、社会情勢に対応した地域防災計画の見直しと、行政機能の継続に向けた危機管理体制の充実強化に努めます。
- 男女のニーズの違いに配慮した避難所の環境を整備するとともに、こどもや高齢者、要介護者等、多様な視点から防災対策の充実を図ります。
- 各家庭や事業所での災害備蓄を基本として、食料や生活必需品等を計画的に整備します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	防災事業（計画の維持管理）	近年甚大化している災害の変化や住民のさらなるニーズに対応するため、各種の防災に係る計画等の見直しを行うとともに、最重要計画である市地域防災計画についても修正を加えながら、より一層災害への備えを強化します。	
2	防災事業（防災・減災普及事業の促進）	「自らの身の安全は、自らが守る」ことが防災の基本であることから、市民に対し非常持出品備蓄を行うよう普及啓発します。また、大規模災害時に、市民の生命、身体等を保護するため、食料や生活必需品などの備蓄物資について計画的に整備を行い、男女のニーズの違いに配慮した物資についても整備を進めていきます。	

（３）災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施

- 災害時の廃棄物処理について、災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な処理ができるよう対策を講じます。
- 災害時の速やかな復旧・復興に向け、近隣自治体や民間の協会、企業と連携し、協力体制を構築します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	一般廃棄物収集処理事業（災害廃棄物対策の推進）	災害発生時の廃棄物処理について、適正かつ迅速な処理を進めるため、災害発生時の庁内組織を推進する体制を整え、災害廃棄物を処理するための仮置場の設置に向けた周知・啓発を行います。	

（４）災害に強い市民の育成と防災機能の強化

- 市民の防災意識の向上のため、地域や学校、企業等への意識啓発、災害の知識や発災時の判断・行動に関する教育を実施するとともに、状況に応じた避難行動に繋がるよう、的確な情報発信に努めます。
- 災害に的確に対応できるよう嶺北消防組合や医療機関と連携し、消防力および救急救助体制の充実強化を図ります。
- 高齢者、障がいのある人、外国人等は災害時に大きな影響を受けやすいことから、情報提供や避難において特に配慮した対策を推進します。
- 上下水道、道路・橋梁等の防災機能の強化に加え電気、ガス、通信設備等の民間事業者ともさらなる連携を深めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
-----	-----	------	------

1	防災事業（地域防災力の充実強化）	防災に関する講座や研修会等を積極的に開催し、防災意識及び地域防災力の向上に取り組みます。	
2	防災システム整備事業	災害時や緊急時における地域住民への情報伝達が迅速かつ適正に行えるよう防災行政無線、防災行政メール、防災アプリ等の情報伝達機器の維持管理を行うとともに、情報伝達手段の登録を促進し、高齢者や障がいのある人、外国人など災害時要配慮者に対する的確な情報発信にも努めます。また、災害時に災害対策本部が円滑かつ迅速な対応ができるよう坂井市総合防災情報システムの利活用をすすめます。	
3	嶺北消防組合負担金	嶺北消防組合の事業内容を精査し、救急、防火、迅速な消火等につなげ、市民の安心・安全に努めます。	
4	避難行動要支援者名簿事業（再掲）	災害時または普段の生活において近隣住民の互助による支援体制を確立し、要支援者が安心して暮らすことができる地域づくりを目的に発災時において当該制度が有効に運用されるよう周知・訓練への活用を推進します。また、災害時に自ら避難することが困難な在宅の障がい者が、地域でそれぞれの障がい特性に合った支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	◎
5	個別避難計画作成事業（障がい）（再掲）	災害時に自ら避難することが困難な在宅の障がい者が、地域でそれぞれの障がい特性に合った支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	
6	個別避難計画作成事業（高齢）（再掲）	災害時に自ら避難することが困難な在宅の高齢者が、地域での支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	
7	消防施設事務事業	火災の被害を最小限に抑えるため、適正な消火栓の維持・確保に努め、地域社会の安全を守ります。	
8	石油貯蔵施設立地対策等交付金	事業計画に基づいて道路整備を図り、石油貯蔵施設の設置を円滑に行います。	

（５）地域コミュニティによる安全・安心の構築

- 地震や津波、風水害、雪害等の災害時に応急対策活動が円滑に実施されるよう、地域防災体制の強化を図ります。
- 防災訓練や防災講座の開催を通じて、地域の防災力強化と住民同士が協力して主体的・組織的に活動できる共助の体制強化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
-----	-----	------	------

1	防災事業（防災訓練及び自主防災組織等の育成）	防災訓練の開催を促進し、地域の防災意識の向上に努めます。また、自主防災組織の強化と組織結成を積極的に支援します。防災資機材の整備や防災リーダー育成に努め、災害に強い地域社会の構築を推進します。	
---	------------------------	--	--

（6）国民保護対策の充実

- 武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、市民の生命、財産を保護し、被害を最小限にとどめることができるよう国や関係機関等と協力し迅速に対応します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	防災事業（国民保護計画）	武力攻撃や大規模テロ等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市民生活に及ぼす影響を最小限にするため、国や県の計画を踏まえ、国民保護計画の見直しを行い、有事への備えに努めます。	

6-2 安全・安心対策の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
交通事故死者数	2件 (令和5年度)	0件 計画期間内(平均)

(1) 防犯対策の充実

- 防犯隊等の防犯ボランティア団体の活動を支援し、犯罪発生のおそれがある箇所のパトロールに取り組みます。
- LED防犯灯の普及促進や防犯カメラ等の防犯インフラの初期整備を支援し、警察等と連携して地域の防犯力向上を図ります。
- 市民に対し、犯罪の発生状況、防止対策等の情報を積極的に提供し、防犯意識の向上を図ります。
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復および軽減に向けた取組を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	安全安心まちづくり事業（犯罪が起きにくい環境づくりの推進）	犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置やLED防犯灯の普及促進を図り、犯罪が起きにくい環境づくりに努めます。	◎
2	安全安心まちづくり事業（防犯・防災情報の発信）	防災アプリ、メールの普及広報を図るとともに、犯罪の発生状況、防犯対策を発信し防犯意識向上を図ります。	
3	犯罪被害者等支援事業	誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組を推進します。	

(2) 消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止

- 消費者センターの機能充実を図りながら、消費者の権利保護と自立支援を図ります。
- 市民の消費生活の安全、安心を確保し、消費者トラブルを未然に防止するため、相談窓口や見守り環境の整備および犯罪情報の提供、被害防止のための啓発活動を行います。
- 各消費者団体と連携を図りながら、世代に応じた消費者教育を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	消費者行政推進事業	市民の消費生活の安全・安心を確保するため、消費者センターの機能充実、相談窓口の環境整備、情報共有や啓発活動を行います。	
2	交通安全普及事業（交通マナーアップの推進）	幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室を引き続き行うとともに、自転車利用者に対するヘルメットの着用、チャイルドシートの装着及び全席シートベルト着用の普及と「ながら運転」罰則強化など交通ルール順守の普及啓発を行います。	

(3) 交通事故による被害が少ない環境の創出

- 幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室の開催や自転車用ヘルメットの着用推進等に取り組み、交通事故の防止とマナーの向上を図ります。
- 高齢者の身体能力低下の自覚と事故防止意識を醸成するとともに、運転免許自主返納事業を継続し、高齢者が当事者となる交通事故を抑止します。
- 交通事故の被害が最小限となるよう、通学路等を中心に地域住民、道路管理者、警察と連携し事前協議、現場点検を行い、これに基づいた安全な交通環境づくりに努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	交通安全普及事業（高齢運転者の安全運転に関する取り組みの推進）	高齢運転者の身体能力低下の自覚と事故防止の意識を醸成するため、交通安全教室を開催します。また、警察と連携しサポートカーの普及促進を図るとともに、運転免許自主返納事業を推進します。	◎
2	交通安全普及事業（通学路・生活道路の安全対策）	関係機関と連携して通学路や未就学児が使う道路を中心に現場点検を行い、交通事故防止の観点から安全確保に向けた取り組みを推進します。	
3	交通安全施設整備事業	交通安全施設の維持管理を実施します。	

6-3 住環境の整備

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
空き家情報バンク新規登録件数	166件 (令和2～5年度累計)	225件 計画期間内(累計)
空き家情報バンクに登録されている空き家の活用件数	102件 (令和2～5年度累計)	140件 計画期間内(累計)

(1) 適正な土地利用の推進

- 持続可能な都市づくりを目指すため、住宅および都市機能増進施設の立地の適正化を図ります。
- 関係部局との連携による土地利用に関する総合的な規制と誘導に取り組みます。
- 市民と行政がともに育む土地利用を推進します。
- 土地の最も基礎的な情報である地籍を明確にするため、関係部局との連携を図りながら計画的に地籍調査を進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地籍調査事業	国の第7次10カ年計画に基づいて、計画的な事業実施に努めます。	

(2) 快適な居住環境の創出

- 既成市街地への居住の誘導と、既存の木造住宅の耐震化への補助制度を進め、若者や子育て世代、高齢者等が生活しやすい住環境の整備を推進します。
- 安定的な居住の確保のため、市民ニーズの変化に応じた、公営住宅の整備、活用に取り組み、併せて、住まいのセーフティネット機能の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	公営住宅ストック総合改善事業	市営住宅の改修や改善を計画的に進めるとともに、維持管理を的確に行い、長期間大切に使用することで、市営住宅施策の費用対効果の向上を図ります。	
2	木造住宅耐震促進事業	木造住宅の耐震化を推進するため、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を希望する市民に対し財政支援を行います。また、倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性があるとして診断された住宅には耐震改修費等を助成します。	

(3) 空き家等対策の推進

- 老朽危険空き家等の発生を抑制するための予防や適正管理、利活用の方策について、所有者や地域さらに多様な主体と連携し取り組みます。

- 所有者の他、移住者事業者等の活用希望者を支援し、幅広い多様な空き家の利活用を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	空き家等対策事業	「坂井市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の増加を抑制しながら、市民の安全で安心、快適な住環境を維持していくため、取得、改修や家賃、除却にかかる支援を実施し、空き家の有効活用を図ります。また、空き家に関する多様な相談に対応できる相談体制の整備を行います。	◎

(4) 誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

- 市民が自然に親しむ場を提供します。
- 誰もが安全で快適に利用できる身近な公園緑地の充実を図ります。
- 市民と行政の協働による公園の維持管理を進め、地域に愛される憩いの場としての利活用を図ります。
- こどもの遊び場の確保や地域住民の交流の場、憩いの機会を創出するため、地域に密着した公園づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	公園管理事業	公園等の施設について適正な維持管理や修繕を行い、市民が安心して利用できる公園環境の充実を図ります。	
2	ゆりの里公園管理運営事業（農業用施設の管理運営）	せせらぎ水路、噴水、遊具のある広場やバーベキュー広場等について、安全かつ快適な公園の管理運営を行います。	

6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
上水道急所施設及び重要施設への管路の耐震化	29% (令和5年度)	38% (令和11年度)
下水道の水洗化率	95% (令和5年度)	96% (令和11年度)

(1) 安全・安心な水の安定した供給

- 水源の水質汚濁防止と監視体制の強化を図り、水道水の安全を確保します。
- 水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、耐震化率の向上を図り、水道水の安定供給と耐震化の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	水道施設管理事業	水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、耐震化率の向上を図り安全な飲料水の供給を図ります。	
2	水道施設更新事業	耐用年数を経過した水道施設や管路を更新し、より安定した給水を図ります。	

(2) 下水道施設の維持管理と下水道への接続促進

- 生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画による整備を進めます。
- 下水道施設の老朽化に対応するため、機能診断を実施して長寿命化を進めます。
- 集中豪雨等による浸水被害の防止と生命・財産や都市機能を守るため、雨水対策を推進します。
- 衛生的で住みよい都市環境を実現するため、家庭排水の下水道への接続促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	坂井地区広域連合事業（環境衛生）	坂井地区広域連合（環境衛生）で、管内のし尿及び浄化槽汚泥の適正な収集、運搬及び処分等の処理を行うことで公衆衛生の向上を図ります。	
2	浄化槽設置整備補助事業	公共下水道事業計画区域外における、合併処理浄化槽の設置に要する経費の一部を支援し、生活環境の保全を図ります。	
3	下水道施設改築事業	下水道施設の機能診断を実施し、老朽した施設の長寿命化を図ります。	
4	雨水対策事業	集中豪雨による都市機能を守るため、雨水対策を推進します。	
5	下水道未普及解消事業	未普及地区の整備を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。	

(3) 上下水道事業の経営健全化

- 効率的な施設整備と官民連携を進め更なる経費削減に努め、経営の健全化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	上下水道経営健全化事業	効率的な施設整備と官民連携を進め更なる経費の節減に努め、事業経営の健全化を図ります。	

6-5 暮らしを支える道路網の整備

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
市道の管理対応件数	6件 (令和5年度)	0件 (令和11年度)

(1) 広域的な道路網の整備

- 県内各地や北陸、関西、中京方面等との広域的な連携を促進するため、北陸自動車道や国道、主要地方道等のネットワークの強化を図るとともに、近隣市町との道路網の整備に努めます。
- 福井港の活用促進や産業の振興を図るため、福井港丸岡インター連絡道の整備を促進します。
- 国道8号の4車線化およびバイパスの整備、主要地方道福井加賀線（芦原街道）等の拡幅整備を促進します。
- 県道福井森田丸岡線や（仮称）福井外環状道路等の新たな広域道路の整備促進に努め、市内はもとより市外からも利便性の高い道路ネットワークを検討します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	土木事務事業	福井港丸岡インター連絡道路など広域道路ネットワークの整備等について、県や近隣市町と協議し、連携強化を図りながら促進します。	◎
2	県営事業負担金	県が行う建設事業に対する負担を行い、市内の道路・河川整備等の事業進捗を図ります。	

(2) 生活道路の計画的な整備

- 市民の暮らしに密着した生活道路の整備や維持管理については、役割や地域ニーズを踏まえ、限られた財源の中で計画的な整備を行います。
- 道路施設等については、予防保全型の管理を推進し長寿命化対策を図ることで、維持管理費用の縮減や平準化に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	橋りょう長寿命化事業	点検結果を基に優先順位をつけながら、橋りょうの修繕を実施します。	
2	道路橋りょう総務事業	道路管理者として、道路の管理に関する基本的事項を総合的に把握しておく必要があるため、今後も台帳整備を行います。	
3	道路橋りょう維持事業	橋りょうやトンネルの予防的保全を実施します。	
4	道路改良事業	緊急度や費用対効果などを考慮しながら、市道整備を実施します。 また、交通量の多い幹線市道には消雪装置を整備	

		します。	
5	区環境整備補助事業	区が管理する道路及び排水路等の整備に対して補助を実施します。	

(3) 地域ぐるみによる除雪体制の強化

- GPS 活用による除雪作業状況の把握や除雪パトロールを行うことにより、効率的な除雪を実施し冬期間の市民生活の安全確保に努めます。
- 効果的・効率的な除雪を行うため、県や地域の事業所・住民等と協力した除雪体制づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	除雪対策事業	除雪車・オペレーターを確保しながら市道除雪を実施します。	

6-6 地域公共交通と広域ネットワークの充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
オンデマンド型交通年間利用者数	17,143 人 (令和 5 年度)	37,000 人 (令和 11 年度)
市内地域鉄道駅年間乗客数	1,141,065 人 (令和 5 年度)	1,160,000 人 (令和 11 年度)

(1) 地域公共交通の充実と利用促進

- 多様な交通手段をシームレスかつ一体的なサービスとして提供できるよう、次世代型の最新技術等を投入しつつ公共交通事業者や関連自治体等と連携した取り組みを推進します。
- えちぜん鉄道を「生活関連社会資本」として位置づけ、鉄道経営の自立性を高めるとともに、鉄道事業を次世代に引き継ぐために支援します。
- ハピラインふくいについて、県や沿線自治体との連携により、健全な運営と生活に密着した地域鉄道として利便性の向上を図ります。
- 日常生活の利便性向上はもとより観光誘客の増加を目指し、近隣自治体との連携による新幹線駅から市内へのアクセス環境の充実を図ります。
- 鉄道駅利用者の利便性の向上を図るため、地域の特性を生かせる駅舎や駐車場や駐輪場等の整備を推進します。
- バス事業者への支援により必要不可欠なバス路線を維持し、地域住民の生活交通手段を確保します。
- コミュニティバスについては、公共交通空白地帯から鉄道駅等の交通拠点へ接続する地域交通として、住民ニーズに応じた運行を確保します。
- 事前の予約に応じて運行するオンデマンド型交通については、市民の日常的な近距離移動を支える新たな交通インフラとして市全域での安定した供給を維持します。
- 交通分野における人材の育成や確保を支援するとともに、公共交通の周知や利用促進を図ることで、運行便数の維持や安定的な運行につなげます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域公共交通対策事業	市民の利便性向上を図るため、コミュニティバスの運行体制の見直しや高齢者等の交通弱者に対する移動支援の充実など、様々な交通サービスを活用した満足度の高い公共交通サービスの実現を目指します。	◎
2	鉄道交通対策事業	地域鉄道に対する啓発活動や利用環境の整備を進め、利用促進及び利便性の向上を図ります。また、新幹線から地域鉄道そしてバスなどの公共交通機関へと繋がるアクセス環境の充実を図ります。	◎
3	生活バス路線対策事業	路線バス事業者への運営補助を継続して、市民の移動手段としての公共交通の維持に努めます。	◎

4	コミュニティバス運行事業	交通空白地帯から鉄道駅などの交通拠点へ接続する地域交通として、住民のニーズに応じた運行を確保します。	◎
5	丸岡バスターミナル施設管理運営事業	交通結節拠点である丸岡バスターミナルに隣接した交流スペース及び賑わい広場を活用し、人が滞留できる拠点をつくとともに、交流スペース内の店舗や賑わい広場での産直販売などによって、まちの活性化を図ります。	
6	春江駅周辺整備事業	春江駅を拠点とした公共交通利用促進や駅利用者の利便性向上、周辺道路や通学路の安全性確保などを行い、賑わいと魅力ある春江駅周辺の整備を行います。	
7	三国駅維持管理事業	えちぜん鉄道三国駅舎及び駅前広場の適切な維持管理を行います。	
8	新幹線対策事業	北陸新幹線金沢・敦賀間は令和5年度開業のため、地域振興策に対する補助実施期間は開業の翌年度までを予定しています。	
9	市営駐車場等管理運営事業	鉄道の利用促進のため、駐車場、駐輪場の維持管理を適切に行います。	
10	次世代型地域交通運行事業	市民の日常的な近距離移動を支える新たな公共交通手段として、利用者が事前に予約して乗車する「オンデマンド型交通」を安定的に運行し、市内の移動利便性と効率性の向上を図ります。	◎

(2) 広域交通ネットワーク拠点の充実

- 福井港におけるエネルギー拠点、物流拠点としての機能強化を図るとともに、船舶利用やクルーズ船の寄港誘致施策の推進、観光と連携した港湾活用等の地域の産業を支える港湾や災害時の緊急物資輸送拠点としての港湾として、更なる発展を目指します。
- 福井空港は、防災ヘリ等の拠点であるとともに国内では希少な航空機曳航訓練が行える機能を持った空港であるため、災害時の拠点空港としての整備を行い、防災教育の推進を図りつつ空港機能を生かした賑わい創出も含めた特色ある地域づくりを図ります。
- 日常生活、レジャー、観光、物流等の大輸送路である北陸自動車道へのアクセス環境の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	港湾振興事業	広域交通ネットワークの拠点である福井港の活性化と利用促進を図ります。また、エネルギー基地と企業が集積したテクノポート福井の拠点港として地域経済の活性化と産業の発展を目指します。	
2	空港対策事業	福井空港の立地自治体として、福井空港発展施策の促進と知識の普及を図るとともに、空港機能を活かした特色ある取り組みを推進します。	

6-7 情報ネットワーク社会の構築

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
オンライン手続き数	61件 (令和5年度)	200件 (令和11年度)
オンライン申請率	—	10% (令和11年度)

(1) DX推進による行政サービスの向上と効率的な行政運営

- SNSの特徴を生かした利用者ごとに必要な情報配信、わかりやすいホームページへの誘導等のデジタルを活用した利便性の高いサービスを提供します。
- 公金のキャッシュレス決済の拡大による利便性向上、行政手続きの更なるオンライン化（行かなくてもよい窓口）や窓口のデジタル化（書かない窓口）、窓口での多言語対応等の多様化する市民ニーズに対応できるデジタル環境整備を図ります。
- デジタルを活用し、災害発生時における現場状況の把握や市民への安全情報の提供等の環境構築を図ります。
- 社会環境の変化に併せたシステムや、AI、RPAの利用推進により、質の高い市民サービスの提供を図ります。
- 情報通信技術の進歩に伴い脅威も高度化しているため、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報流出を防止します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	庁内情報管理事業	行政事務の効率化を図るとともに、情報セキュリティポリシーに基づき、保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持します。	
2	DX推進事業（行政手続きのオンライン化の推進）	社会保障・税番号制度における情報連携の運用に伴う事務手続きの簡素化、電子申請による手続きのオンライン化を推進し、市民の利便性の向上を図ります。	
3	コンビニ交付サービス事業	コンビニ交付サービスの実施は全国的にも大きく拡大してきており、今後も一層の利用件数増加が見込まれます。行政サービスの利便性向上や窓口業務の負担軽減につながるため、継続して事業を実施していきます。	
4	DX推進事業（外部デジタル人材活用）	地域活性化起業人や地域情報化アドバイザーなどの国の制度の活用や民間のIT企業等の社員を受け入れることで、デジタル技術に関するノウハウや知見を活用することにより、DX推進の向上を図ります。	◎

(2) デジタルの活用による多様な幸せの実現

- 市民生活の利便性の向上を目指し、公共のデータを市民・民間企業が様々なサービスへ

有効活用することができるようオープンデータ化を進めます。

- それぞれの地域が抱える課題に対し、デジタルを活用した解決を支援し、地域のDXを推進します。
- 人に優しいデジタル化の観点のもと、デジタルデバインド対策を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	個人番号カード等交付事務事業	個人番号カードを利用したサービスの拡大に備えるため、体制強化に努め、個人番号カード交付事務を迅速に行い、交付率拡大を図ります。	
2	地域情報化推進事業（高齢者に対するスマートフォン利用促進事業）	キャッシュレス決済やサービスのオンライン化など、社会全体におけるスマートフォンを利用したデジタル化が進められる中、スマートフォンの操作、所持に不安のある高齢者においても、スマートフォンに慣れ親しんでもらうことで、デジタルによる各種サービス等を享受できるよう支援します。	